

第九十八回国会 環境委員会 議 録 第 五 号

昭和五十八年三月二十二日(火曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 國場 幸昌君

理事 天野 公義君

理事 畑 英次郎君

理事 阿部 未喜男君

理事 有島 重武君

理事 北村 義和君

理事 桜井 新君

理事 津島 雄二君

理事 堀内 光雄君

理事 土井 たか子君

理事 山本 政弘君

理事 玉置 一弥君

出席國務大臣

國務大臣 (環境庁長官)

環境庁長官官房

長 加藤 陸美君

環境庁長官官房

審議官 鈴木 健君

環境庁企画調整

局長 正田 泰央君

環境庁企画調整

局長 大池 眞澄君

環境保健部長

局長 山崎 圭君

環境庁自然保護

局長 吉崎 正義君

環境庁大気保全

局長 小野 重和君

環境庁水質保全

局長 向 準一郎君

資源エネルギー

庁公益事業部火

力課長

環境委員会調査 結實 敏行君

委員の異動

三月二十二日

辞任

木村 武雄君

園田 直君

田澤 吉郎君

野呂 恭一君

橋本龍太郎君

渡辺美智雄君

勝間田清一君

永末 英一君

同日

辞任

北村 義和君

高村 正彦君

桜井 新君

田名部匡省君

津島 雄二君

堀内 光雄君

土井 たか子君

玉置 一弥君

補欠選任

北村 義和君

田名部匡省君

堀内 光雄君

高村 正彦君

桜井 新君

津島 雄二君

土井 たか子君

玉置 一弥君

補欠選任

木村 武雄君

野呂 恭一君

橋本龍太郎君

園田 直君

渡辺美智雄君

田澤 吉郎君

勝間田清一君

永末 英一君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七号)

○國場委員長 これより会議を開きます。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を

議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。牧野隆守君。

○牧野委員 このたびの延長法案につきまして、

環境庁長官並びに環境庁の皆さんに御質問をいた

したいと存じます。

この法律は、すでに相当長期間施行されており

まして、関係者それぞれ大変な努力が今日までな

されたわけでございますが、私ども、この法律の

運用を見ておりまして、今日まで相当の効果が上

がってきたもの、このように考える次第でござい

ます。

確かに、この法律が制定された当時におきまし

ては、SO₂も非常に多量にございまして、国民の皆

さんも、今後公害はどうなるのだろうか大変な

心配をいたしておりました、そういう観点から、

まず救済がなされるべきだ、まず救済を、こうい

う考え方が先に走りまして、どちらかと申しま

す、まず救済ということ、相当の割り切りをい

たしまして、この法律が施行されたことは、関係

の皆さんよく御承知のとおりでございます。その

間、公害防止という、国民の健康を守るという観

点から、関係者大変な努力をいたしておられま

して、今日見ますと、いわゆるSO₂の発生も大幅に

減少いたしておりますし、私も見ますところ、

患者さんの増加傾向等々を見まして、相当の効

果が上がったもの、こういうふうに判断をいたし

ている次第でございます。

しかしながら、いま申しましたとおり、この発

足当時に相当の割り切りをいたしておる関係上、

現実にはこの法律の体系を見ますと、関係者の間か

ら、相当の見直しを行うべきじゃないかという議

論が各方面から強く出されている次第でございま

す。したがって、そういう観点から諸般の質

問をいたしたい、このように考える次第でござい

ます。

何と申しまして、この法律の基本は、いわゆる

地域を指定いたしまして、その指定に基づいて患

者の救済に当たる、こういうことでございませ

が、やはり基本的な地域の指定につきまして、環

境庁、法施行の責任者としての御意見を賜りたい

と思うわけでございます。

この制度で指定されております四疾病は、非特

異的疾病と言われておりまして、全国どこにでも

存在するものであるわけですが、本制度で公害患

者として認定されたものは、少なくともその地域

におきましては大気汚染によって発病したもの、

このようにみなされて救済がなされているわけで

ございます。この場合に、指定地域の間で大気汚染

レベルに相当の違いがあるわけでございまして、

これらは公害患者の発生率にどのようにあらわれ

ているのであろうか。また、指定地域の内外ではど

うであろうか。たとえば、この間も参考人の方に

お伺いしたのですが、現在指定されております西

淀川区と大淀区は隣接しているわけですが、大気

汚染レベルはそれほど差異はないと思われるわけ

ですが、認定患者発生率は相当の格差がある、こ

ういうことでございまして、これらの点について

環境庁はどういうようにお考えになるか、担当者

の答弁を求めます。

○大池政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、この制度の取り

決めの中でも重要な柱になっております地域指

定、現在四十一地域ございまして、それぞれの地

域ごとに認定患者が発生している現断面におきま

す度合いを、たとえば人口比等で比べてみます

と、それぞれ差異があるということは御指摘のと

おりでございます。

これをどのように理解するかということにつき

ましては、各種の要因がございまして、理解がむ

ずかしい面もございまして、その理由をいたしま

しては、各地域ごとの硫酸酸化物等代表されま

す汚染の履歴が、それぞれの地域ごとに少しずつ違つておる点もございましょうし、また、地域ごとに、この制度を発足以来、五十三年にかけまして逐次指定されたというような、制度がその地域にいつ適用されたかというような差異等もございします。いろいろそういうような要因がそれぞれの地域にあるのかと存するわけでございします。そのほか、医療機関の分布等々、社会的な要因も地域によつてはあろうかと存するわけでございします。

○牧野委員 地域指定の標準につきまして、中公審で一応の答申が出ているわけでございしますが、少なくとも指定当初の状況から見ますと、現在の指定地域は相当部分がその基準以内にある、こういうふうに考えるわけでございします。すなわちSO₂につきましては、相当程度減少している、こういうことでございまして、これについて相違わず指定されているわけですが、環境庁としましては、指定地域の見直しと申しますか、そういう点についてはどういうふうにお考えになつていらっしゃいますか。

○大池政府委員 地域指定の要件につきましては、四十九年、中央公害対策審議会の答申におきまして示されておりますが、その中でSO₂、二酸化硫黄につきましては、ただいま御指摘がございましたように、汚染の程度で申しますと、年平均値〇・〇四ppmというような状況、中公審の答申におきましては、これを汚染度一度としておるわけでございしますが、この汚染の状況は、昭和五十一年度以降、測定局のある全指定地域でこれを満足している、こういう状況にございします。

御設問にございしましたが、このような改善をおる地域について、どのように今後措置を考へておるかという点でございします。これは、同じく先ほど触れました、中公審の答申におきまして、大気汚染の程度を判断していくに当たりまして、主要な指標として、硫酸酸化物以外にも、窒素酸化物、浮遊粒子状物質を重要な汚染物質として挙げておるところでございします。硫酸酸化物につきましては、ただいま御指摘のような改善をおる

わけにございしますけれども、残余の窒素酸化物、浮遊粒子状物質等につきましては、現在の指定地域につきまして、まだ必ずしも満足のいく状況にあるとはいえない、かように判断しておるわけでございします。

○牧野委員 実はいろいろなデータを見ますと、指定地域と非指定地域、指定地域の近隣地域、これらの地域はSO₂、NO_x等を見ますと、それほど変化がない。他方、それではその近隣地域と比較して、いわゆる認定患者の数が片方では非常に多いという、実質は同じような汚染であるにもかかわらず、片方は多くて、片方は少ない、その辺が非常に不自然に思われるわけですが、指定地域の指定と関連いたしまして、その辺はどういうふうに考へておりますか。

○大池政府委員 現在指定されております地域は、主として実態上、過去の著しい汚染といったものを主体にいたしまして指定されたという経緯もございします。現断面でのそれぞれの地域の汚染の程度、これはその後の公害防除努力あるいはその後のいろいろな情勢の変化によりまして、その改善の程度もいろいろ地域ごとに異なつておるかと思つてございします。

そのような過去の著しい汚染から、現在に至るそういう汚染の状況の中におきまして、この制度の対象としております疾病も慢性的な疾病であるというようなことで、逐次発生し認定された患者さんは累積してくるわけでございまして、そのようなことでございしますので、隣接する地域間で、いまの断面で比較をした場合に、いまの汚染の状況と対比しまして、いろいろなばらつきが出てくるのではなからうか、かように考へておるところでございします。

○牧野委員 いまの答弁では私、十二分に納得できないわけですが、指定地域と近隣地域、これは汚染の程度はほとんど変わつていない。他方、指定地域においては患者さんがより多く出てきている。しかし、全体から見ますとNO_xはそれほど変わつていないようにございしますが、SO₂その他

につきましては非常に改善されているわけなんです。そこはどうしても運用の問題として不自然さを感じるわけですが、そのように条件が、汚染度がきれいに改善されているにかかわらず、患者さんがほとんどふえるということ、本当に汚染度がよくつていながらかわらず、改善されているにかかわらずなせふえてくるのであろうか、その実態を、現実にとの程度ふえていっているか、なぜふえているかという点について、環境庁として十二分に調査されているかどうか、それについてお答えいただきたいと思います。

○大池政府委員 直接のお答えになりますかどうかが、全国の患者数のことについてちよつと触れさせていたが、思うのでございします。確かに御指摘のように、硫酸酸化物が急速に改善されてきておる状況の中で、患者数が依然としてふえていっているとはいへない、こういうことでお答えしたいと思つていますが、一つには、地域指定が年を追つて行われたという経緯もございまして、したがうな地域では、確かに硫酸酸化物の改善といふようなものを反映いたしまして、その当該地域におきまして患者数の新規の増というものは非常に減つてきておるというような地域も認められるわけにございしますが、反面、最近に指定したような地域におきましては、依然として患者の新規増が認められる。この辺は制度を適用して日が浅いというような要因もあるのではなからうか。この制度が、御承知のように申請主義というところで、本人が申請をされることからこの制度として受けとめる仕組みになつておるというようなことも御理解を賜りたいと思つております。

○牧野委員 この地域の指定の問題と患者さんの実態、あるいは先ほどお尋ねいたしました地域指定の基準の問題、いろいろ十二分に納得できない、関係者から見ますと、どうも割り切り過ぎているのではないか、こういう意見が非常に多いわけにございまして、この地域指定について今後十二分に実態を把握して、解除すべきものは解除する

のか、あるいは新たに指定すべきものは指定しなければならぬわけにございしますが、その辺の指定の条件について、どういうふうにお考えになつておりますか。

○大池政府委員 ただいま御指摘の地域指定をめぐる問題につきましては、かねて関係の各方面から御意見、御要望が寄せられておるところでございまして、私どもとしても、この地域指定をめぐる問題は、この制度を運営していくに当たりましてのきわめて重要な検討課題である、かように認識しているところでございします。

ちなみに、地域指定の要件におきましても、あるいはまた、地域指定を解除する要件におきましても、著しい大気汚染があるのかないのか、それから、その影響による疾病が多発しているのか、していないのか、こういったことが主要な問題になるわけでございします。

まず、著しい大気汚染の有無の問題につきましては、先ほど述べております硫酸酸化物のみならず、窒素酸化物等につきましても、あわせて考へていかなければならない。また、その影響による疾病の多発につきましても、その疾病を地域におきまして現実的にどのように把握するかというような、手法上のいろいろな問題点もございします。

このようないくつかの科学的知見を確保するために、そういった知見を蓄積いたしまして、そういった基礎に立つていろいろな事柄の整理が行われる、そういう、合理的な結論を導いていく。こういうようなことを目指しまして、現在環境庁におきまして、たとえば国内、国外の新しい文献の収集も鋭意努めておりますし、また、必要なフィールドの調査研究も現在継続中でございします。

○牧野委員 この法律に基づきまして、患者救済のために関係者が負担をするわけでございしますが、四月一日以降、来年度この法律が延長になるわけですが、これに基づく関係者の負担金はどのような推移をするか、いまのところの見通しをお

知らせたいと思います。

○大池政府委員 賦課金のことについての御質問かと思いますが、第一種地域に係る所要経費といまして、昭和五十七年度には制度全体で八百七十六億円、そのうち賦課金負担分が七百二億円となっております。昭和五十八年度におきましては、制度全体で九百二十七億円、そのうち賦課金負担分は七百四十三億円を見込んでおるところでございます。

○牧野委員 昭和五十七年度と比較して何%ふえることになりましたか。

○大池政府委員 現在いろいろな統計をもとにして、賦課率というものを計算いたしました。関係方面の最後の詰めをしている段階でございますが、五十七年度から五十八年度へ向かいまして賦課率は平均いたしまして三六ないし三七%の増になる、こういう状況でございます。

○牧野委員 いまお答えいただきましたように関係者は大変な努力をいたしまして、公害がないように努力をいたしている、これはもう御承知のとおりでございます。先ほどの答弁にもございまして、S・O・その他非常に減少いたしているわけでございますが、他方、賦課金は、ただいまも答弁がありましたように、相当の上昇を示しているわけでございまして、患者救済のために支払うべきものは当然支払わなきゃならないわけですが、余りにも大きな増加額であるために、本当にこの制度は適正に運用されているのであろうかどうか、こういう疑念をどうしても与える。

今後さらにこれがどんどんふえていくのではなからうか、とうていそういう負担にはたえられない、もう少し考えてくれないだろうか、適正に運用せらるべき分野があるのではないだろうか、こういう意見が関係者の中から出てくるわけでございますが、この増加率、今後の見通しについては、環境庁はどういうように考えておられますか。

○大池政府委員 ただいま御説明申し上げました賦課率につきましては、分母、分子というように関係がございまして、分子の方には当然、この制

度を維持し必要な補償給付等を支給していくための所要経費がくるわけでございますが、分母には、現在、負荷量賦課金をかける基礎として、硫酸酸化物の排出量を分母に持ってきておるわけでございます。したがって、所要経費の増が今後の賦課率の増につながるのと同時に、分母へ参ります硫酸酸化物、二酸化硫黄の排出量の減というものの、賦課率の増につながるわけでございまして、

それで、所要経費の点につきましては、それぞれの県、市、区、ともどもに、適正実施についてはこれまでも努めてきておるところでございます。さらに一層、関係者の納得のいくような制度を維持していく必要がございまして、そういう適正化の努力というものは一層行っていくかなければならないと考えております。分母に参ります硫酸酸化物、これが今後まだ減っていくというような推移をたどるとすれば、いろいろとそういう問題についても、長期的な観点に立つて必要な検討を行っていくかならないもの、かように考えておるわけでございまして、

○牧野委員 そういう観点から、この法律が適正に運用されているかどうか、当然そういう疑念は出てくるわけでございまして、したがって、高齢者の取り扱いだとか、療養手当の支給のあり方だとか、こういうところに、果たして適正に行われているかどうかという関係者の疑念が出てくるわけでございまして、そこで伺いたいしたいわけですが、高齢者の取り扱いについて、環境庁としてはどういうように考えておられますか。

○大池政府委員 現在の制度におきまして障害補償費におきましては、高年齢層につきましては、六十五歳以上を一つの年齢階層というように定めて支給しております。遺族補償費等その他の給付費も同様な扱いになるわけでございます。

○牧野委員 高齢者の取り扱いについては、ほかの制度との関係はどのように考えておられますか。

○大池政府委員 この制度におきましては、御案内のとおり、四十九年の中公審答申での御議論を経まして、その答申によりまして男女別、年齢階層別に定型化をして、障害補償費その他の補償給付を行っておる、こういう仕組みをとっておるわけでございます。

その際に、性、年齢階層の標準報酬月額を算出するに当たりましては、賃金構造基本統計調査報告というものを引用して計算するわけでございまして、労働者の平均賃金というものが、六十五歳以上につきましては一本でその統計がとられておるといこともございまして、他に適当な統計資料等も見られないというように、この制度におきましては六十五歳以上が一本の定め方になっておる、こういうことでございまして、

○牧野委員 高齢者の取り扱いにつきましても、たとえば八十歳以上とか九十歳以上と全部同じというところでございまして、そういう答申が出たというところでございまして、実際同じであるべきかどうか、公平の立場から見ると、環境庁としてはどういうようにお考えになりますか。

○大池政府委員 六十五歳以上の方で働いていない人、働いている人、いろいろ形態があると思いますが、それ以下の年齢層におきましても同様な事情はあるわけでございまして、やはり高齢者でありましても、労働能力等を喪失すれば、制度の性格上これを補償する必要があるわけでございまして、実際に働くか否かは別として、得ることが可能である収入、すなわち、現在働いている人の平均賃金を基礎に、その損失を算定するというようなこととしておるわけでございまして、

これは先ほども触れましたように、六十五歳以上の方々が、もつと小刻みの年齢階層別に見てどのようなものか、いまの定型化して定められている金額よりも高い人がいるのか低い人がいるのかという辺については、ちょっとデータを私どもとしては掌握しかねておる、こういう状況でございます。

○牧野委員 ぜんそくその他この対象となっている病気につきましては、実は喫煙との関係が常に問題になるわけでございまして、これにつきまして、環境庁としてはどういうような関係を持つものと考え、また、分明的であるとするれば、どのような研究を今日までしてこられたか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○大池政府委員 喫煙と健康の問題につきましては、国内のみならず、国際的にも逐年関心の高まっている分野でございまして、健康そのものと喫煙という点につきましても、いろいろ論議もあり、また、その有害な側面というものもかなり明らかにされつつあるというふうに承知しております。

いろいろと議論があるわけでございしますが、この制度とのかかわりにおきまして、指定されておるような慢性呼吸器疾病との関係におきましては、療養上好ましくないということはもう明らかになつておるわけでございまして、これは医学的に見ても疑いのない点でございまして、

そのような観点で、私どももいたしましては、主として療養の指導を通じて、もし患者さん方に喫煙しておる者がおれば、そのようなことが疾病の回復にとつていかにまずいことであるかというような指導は徹底してもらふように考えておりますし、また、主治医自身が当然そういうふうな指導に当たるといふふうなことでございまして、

また、そのほか公害保健福祉事業におきまして、転地療養事業とか、あるいはリハビリテーション事業とか、家庭療養指導等ございまして、医師あるいは保健婦等がその事業に携わり、そういうような機会をとらえて禁煙指導というものを強く行つておるところでございます。

また、私どももいたしましては、たばこ公害疾病との関係につきまして、一層療養指導が徹底されるようなこと等、幾つかの調査研究を並行して行つておるところでございます。

○牧野委員 喫煙による健康被害については、環

境庁としては十二分に調査研究をいたしておりますが、もし、調査研究を公害研究所その他で検討しておれば、その結果はどういうふうになつていくか、御報告をいただきたいと思ひます。

○大池政府委員 私どもの手がけております研究といひましては、慢性気管支炎の予後に関する調査研究等でございます。慢性気管支炎の患者さんにおきまして、禁煙をした場合に、症状の改善効果がどのくらい見られるかというふうなことも研究しております。また、禁煙指導の面につきましては、いかに効果的に禁煙指導がなされるか、そのための指導指針なり研修教材の素材となり得るような基礎をつくるための研究に着手しているところでございます。

また、公害研におきましても、そこで行います基礎研究の中におきまして、人間あるいは動物の肺組織とたばこの関係というふうなもの、その研究の中に包んでやっておるというふうな承知しているところでございます。

私どもの環境庁におきましては、たばこのすべてをという観点での研究でございまして、この制度をより適正、円滑に実施していく、そういうために役立つ部分を受け持つて研究をしているところでございます。

○牧野委員 これまで質問いたしましたように、この制度それ自身が相当の割り切りを持つて施行されたものですから、たゞいまお伺ひしたように、地域指定の要件の問題、あるいは解除する場合にどうしたらいいか、さらに、運用の関係におきましても、喫煙との関係、あるいは高齢者の取り扱いの問題あるいは療養手当等いろいろ問題があり、片方、費用の負担者の立場から見ますと、当初五十億くらいから年々増加いたしました、もうすでに七百億、八百億という高額な費用負担が要請される、こういうことで、当然この法律の適正な運用が望まれるわけでございますが、これらの問題について、環境庁としては具体的にどのよう

にか、ひとつ御意見を賜りたいと思ひます。

○梶木国務大臣 たゞいま牧野委員御指摘のとおり、いろいろ問題があるわけでございます。また、この制度に関しまして、指定を解除し入れるとか、あるいはまた逆にNOxを指定の要件に入れるとか、いろいろな御意見が各方面からあるわけでございまして、これを見直さなければならぬといふことは、私も認めていたしております。どう

してもこれに基づいてやらなければならぬわけでございまして、この科学的な知見に基づいて、私どもは冷静に判断いたしまして、だれもが納得できる合理的な判断、結論、こういうものを求めていかなければならない、かように考えまして、先ほど来保健部長から御答弁申し上げておりますように、いまその科学的な知見の集積に鋭意努めておる、こういう段階でございまして、御理解を賜りたいと思ひます。

○牧野委員 もう時間が参りましたので、最後に一つだけ質問いたしたいと存じます。環境庁においては、いろいろな調査研究をいたしているわけでございますが、実は関係者の立場から見ますと、具体的にどういう研究をしているのか、あるいは環境条件の変化その他についても、どういうふうに変化しているか、そういう調査をタイムリーに公表していただきたい。

それによつて環境庁が適正に行政を行っているという、いわゆる行政に対する安心感、これが非常に大切でございまして、必ずしもいままで調査なされたことは十二分に公表されていらない、このように聞いているわけですが、環境行政の適正化を期するために、調査研究の内容は、まともなければ公表できない、こういうことではなくて、積極的に、今度調査した結果はこうである、この次はこうである、そういう中において次々と実態が明らかにされ、そして、適正化について関係者の衆知を集めることができる、こういうことでございまして、これからは環境庁で調査されたものはぜひ公表していただきたい。

利害関係者は非常に多いわけでございまして、すべの方々の納得がいく、そういう前提でこの法律が適正に運用される、これを心からお願ひするわけでございまして、以上、私の最後の要請を申し述べまして、質問を終わりたいと思ひます。

○國場委員長 阿部未喜男君。

○阿部未喜男 長官、先般の委員会、私は、臨調の部会報告について長官はどういうふうな受けとめ方をしておるかというのを質問いたしまして、まだ結論ではない、作業中だから意見は差し控えたい、そういう御答弁をいただいたのですが、いわゆる第二臨調の方でも答申が行われたわけでございまして、特にこの公害健康被害補償協会への交付金の問題についての臨調の答申を、私はどうもわかりにくいのですが、長官としてはどう受けとめておられるのか、その辺をまずお聞かせ願ひたいのです。

○梶木国務大臣 前回は、阿部委員おっしゃいますとおり、部会の報告でございましたので、コメントを差し控えていただいたわけでございしますが、今回答申が出たわけでございまして、この制度につきましまして、健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るという観点、これは大事なことでございまして、これに對しまして適正な運営に私どもは努めておるわけでございまして、

今般臨調から、この制度につきましまして指摘があったわけでございしますが、一応政府全体としまして、この臨調の答申は最大限に尊重するという基本的な方針を、先般閣議で決定いたしましたわけでございまして、私どもも、この臨調の答申は尊重いたしまして、今後とも、この制度の趣旨に即しまして、一層適正な運営に努めてまいりたい、かように考えておる次第でございまして、

○阿部未喜男 政府全体が答申を尊重するとか、そういうことを私は聞いておるのじゃないのです。この答申の内容が私は理解ができないのです。どういふことをおっしゃっておるのだらうか。長官はそれをどう受けとめておるのですか。

どういふことをせよとおっしゃっておるのでしょうか。

○大池政府委員 お答え申し上げます。私どもも、この答申を受けまして、よく読んだわけでございまして、まさに答申に記されておりますように、二つの事柄を言つておるというふう

に理解されるわけでございまして、その一つは、「大気汚染の原因者が公害発生防止の一層努めるべきことはもちろんであるが、今後とも制度を維持しつつ科学的見地からの検討を進め、地域指定及び解除の要件の明確化を図る」ということが一つでございまして、それから第二は、「レセプト審査の強化等により療養の給付の適正化を進める」と。この二点がこの答申の指摘していることであるというふうな理解しているところでござい

○阿部(未)委員 たとえばSOxについては低下しておる、しかし、NOxは横ばいになつておる。そういう状況の中で見直しをせよということ、逆に言えば、よくなつておるのだからもつと厳格にやれ、こういう趣旨なのか、どうも私はそこがわからない。その次の二項にしてもそうでしょう。レセプト審査等の強化、医療機関に対する指導監督の強化等により適正化を図れ。適正化という言葉は適正化ですが、どういふ方向で適正化を図れと言おうとしておるのか。少なくとも現行が適正でないから適正化を図れ、こういう趣旨なのか、何を求めておるのか。あなたはどうか考えになりますか。

○大池政府委員 御設問の点でございましてけれども、硫酸酸化物が急速に低下、改善を見た、それから残余の窒素酸化物、浮遊粒子状物質が横ばいの状況にある、これは実態上そのとおりでござい

ますが、これをどのように評価するかということ、私どもの制度といたしましては、非常に重要ななかかわりを持つてくるわけでございまして、まさにその点につきましましては医学的、科学的な知見に立つて、こういった汚染の態様に変化したことをどのように評価し、それにどう対応したらよい

かということを考えなければならぬ段階にきている、このように指摘されていると理解しております。

それから第二点のことは、文字どおりの適正化でございますが、私どももいたしましては、現状、関係者一同一生懸命適正な運営に努めているわけでございますけれども、御承知のとおり、医療をめぐっての昨今の国民的関心というのはきわめて高まっておりまして、一般に医療全体について適正化ということが求められている、その流れの中で、もろもろの医療の一環として、この公害医療についても、なお一層の適正化努力を指摘しておるのじゃないか、このように理解しております。

○阿部(末)委員 環境庁としては、少なくともこの答申の趣旨は、公害健康被害補償協会に対する交付金を抑制せよ、そういう趣旨ではないのだ、見直しという言葉はそういう趣旨ではないのだ、そう理解していいですか。

○大池政府委員 ただいまお話しのごさいますように、どのような真意であるかということについては、私どももよく判断しかねるわけでございます、その部分は臨調の判断であらうかと存するわけでございます。

○阿部(末)委員 すでに臨調の手を離れて、行政府に対して答申がなされておるわけなんですから、私は、これから行政府はこれをどう受けとめたか、そのことが非常に重要だと思うのですけれども、余り議論しておる時間はありませんが、少なくともいまお答えがあったように、これは決して交付金を減らせとか、そういう趣旨ではなくて、あくまでも適正にやれという趣旨だということにあなたの方が理解しておるならば、ただ私、一言ここで申し上げておきますが、仮にSO_xの濃度が落ちたからといって、健康被害というのは、長い期間にわたってそういう状況に置かれたことが発病の原因になるのであって、きょうSO_xが落ちたから、きょうNO_xがどうなったから、あしたから病人がこうなる、被害者がこうなる、そういうものではない。長い経過の中で出てきておる被害者の皆さんでございますから、今日SO_xが少し少なくなった、だから見直せ、そういう理論は成り立たないということだけは特に申し上げておきたいと思っております。

二点目ですけれども、今日までこの委員会であくさんの附帯決議を行ってまいっております。附帯決議も、これは明らかに国会の意思でございます。その国会の意思をどう受けとめ、どう措置をしてこられたのか。

二、三点具体的な例を引用いたしますと、たとえばわれわれはかねてから、都市型の複合汚染、いわゆる窒素酸化物等が健康被害に及ぼす因果関係等について、十分に究明をしてやってくれということを経済界の意思として決議をしておりますし、あるいは転地療養の問題、公害保健福祉事業の充実等の問題、さらには騒音、振動による健康被害、財産被害に対する実態の把握、そういうものを調査をし、対策を立てるよう、ずっと国会の意思として要請を続けてきておる。一向、これの結論が出てこないし、前進をした兆しが見られない。まず私は、附帯決議というものを行政当局はどう受けとめて、どう措置をしておられたのか、その姿勢を承りたいのです。

○梶本國務大臣 具体的なことにつきましては、後ほど政府委員から答弁をさせていただきますが、私どもはあくまでも国会の附帯決議、これは尊重して忠実に実行しなければならぬ、かように考えております。

○大池政府委員 私どもとしては、附帯決議を尊重し、できるだけの努力を行ってきたところでございますが、窒素酸化物等の問題につきましては、あくまでも私どもとしては調査研究の推進、データの集積ということに相努めているわけでございます。

それから、公害保健福祉事業につきましては、それぞれの実施主体でございます県、市、区に格段の御努力をいただき、また私どもとしましては、できるだけの援助を行ひまして、逐年内容の

充実、運営面の改善を図ってきているところでございます。リハビリテーション事業、転地療養事業、療養用具の支給事業、家庭療養指導事業、それぞれにつきまして、年々その事業実績というものは伸びを示しているところでございます。専門的な医師等いろいろなチームにこの事業に加わってもらいます関係上、地域によりまして、そういった要員の確保もなかなかむずかしいというような面もございまして、当初は事業の伸び悩みがございまして、昨今におきましては、予算面の八割ないし九割方の実行というところまで水準が上ってきている実情にございます。

それから、先ほど三番目の例として挙げられました騒音、振動等の問題についてのことでございまして、私どももいたしましては、騒音、振動は、これは主として良好な生活環境の障害という角度で理解しておるわけでございます。また、この制度で大気汚染系、水質汚濁系について取り上げようという、そういう意味の健康被害というものは、その辺の因果関係としてとらえるものがあるのかというように、なことにしましては、それぞれの関係の部門においていろいろ調査研究等も行われておるわけでございますが、そういった推移等を見ておるところでございます。

○阿部(末)委員 それからの問題について調査研究を行うのは、それは本来の環境庁の任務で、こゝとさらにここで誇張する問題ではないのです。その調査研究も行わないような環境庁なら、初めから要らないのです。そうでしょう。調査研究して、こうしなさいということを経済界の意思として決議をしておる以上は、かくかくの方法でこゝまで調査が進みました、こういう対策を立てていきなさい、きのうきょう決議したものじゃないのですよ。ずっとこの委員会でも決議をしておる内容なんです。それをただ、調査研究しております、それで済むものなら、何もここで、国会で決議する必要はないのです。もう少し具体的に、たとえ

ばいまの転地療養とリハビリの問題等は、これは若干前進があったことについて私も認めます。認めますけれども、そのほかの、特に問題になっておる都市型の複合汚染対策の問題、あるいは騒音、振動、そういう問題はもうぼつぼつ具体的な結論が出てきている時期だと私は思うのですけれども、単に調査研究ではお答えにならないのじゃないのでしょうか。どうお考えですか。

○大池政府委員 御承知のとおり、私どもの手がけております調査研究につきましては、単年度ごとに完結しておるものにつきましては、その都度発表いたしておるわけでございますし、また、継続的な研究につきましても、それが取りまとまった段階で明らかにしてきておるところでございます。

それで、現在行っております制度をめぐる諸問題にかかわりの深い研究のことについて御指摘があったかと思うわけでございますけれども、その点につきましては、何年かにはまたがって継続して行い研究をございまして、単年度だけ部分的に抜き出して、それ自体が意味がはつきりしないというような性格の研究でございまして、これにつきましては、一連の研究がある程度まとまるめどがいつて、その段階で専門家の検討を経て結果を明らかにしていきたい、また、そのようにするのが適当であるというふうにお考えおるところでございます。

○阿部(末)委員 先般、この委員会に学者、先生方や経験者の皆さん、参考人として御出席をいただきました。いろいろ御意見を伺ってみました。特に、学者、先生方の御意見は、今日非常に重要なものは、いわゆるNO_xである、こういう意見を述べておられます。この決議が一新新しい決議でも昭和五十五年三月ですよ。もう三年たつておるのです。しかも私は、明らかに相当多くの方々が窒素酸化物等の複合の汚染によって健康を害されておるであろうということが想像ができます。患者の身にとつては三年という月日は短いものじゃないですよ。毎日毎日、この健康被害の皆さんは、

いつそういう法律ができるのだろうか、いつ認められるのだろうか、そのことを首を長くして待つておられると私は思います。

単年度ごとに簡単にできぬ問題であるとおっしゃいますけれども、逆に私は、三年間もかけてまだ手がかりさえもないのか、こう言いたい気がします。しかし、きょうここでこのことを問いつめてみてどうしようもないでしょうから、国会の意思であるというこの厳粛な事実を踏まえて、なるべく早い時期に、もう学者の多くの方々がおっしゃっている、この窒素酸化物等を中心にする複合汚染についての対策を、結論を出すように御努力をお願いしたいと思います。

最後に、もう一点伺いしておきたいのですが、環境庁の予算ほどわかりにくい予算はないのですけれども、この前いただきましたものに「昭和五十八年度環境保全経費主要補助金調」という冊子があります。この中で、いまの一種の地域における健康被害の補助金、あるいは交付金という言葉も使っていますけれども、いわゆる自動車重量税から支出する分になると思うのですけれども、総額の二〇％、これはこの中のどの項目に挙がっているのですか。

○正田政府委員 先生の御指摘の点でございますが、先般御説明申し上げました資料をごらんいただきますと、現在補償法の改正案の御審議をお願いしている関係上、引き当て分の交付金が計上されていらないということとして、よくお気持ちはわかるのですが、私どもの資料は、各省集めて、純粋な補助金だけを整理して十年前からやつておりますので、あしからず御了解いただきたい、こういうふうな思っております。

○阿部(未)委員 しかし、この「環境庁予算主要事項調」の中では、第三項に挙がっておりますようにございいます。百七十九億三千六百六十五万六千円ですか、これに挙がっておりますようございいます。これは違いますか。「昭和五十八年度環境庁予算主要事項調」にこれに挙がっておりますようございいますか。

○正田政府委員 お答え申し上げます。先生の御指摘のとおりでございますが、予算というところで交付金、補助金とはもとより、委託費、交付金など全部含めて、いま先生がお示しになった資料には書いてございいますが、各省の保全経費一覧の方は補助金だけになっておりますので、そういう御懸念をいただいたのらうと思っております。あしからず御了承ください。

○阿部(未)委員 不勉強で申しわけないのですが、補助金と交付金というのはどう違うのですか。

○正田政府委員 交付金の中には、たとえばここで御審議いただいているような補償金などもございいますし、いま手元に資料がないので明確には申し上げられませんが、その他各省にいろいろな交付金という名のものが多々ございいます。そういうものを厳密な意味で交付金と言っているわけでございますが、いま先生がおっしゃった補助金につきましては、たとえば補助金適正化法に掲げております補助金、委託費など以外の補助金、そういうものが厳密な意味で、狭い意味の補助金というふうに私も整理いたしておるわけでございます。

○阿部(未)委員 どうも私は読んでいて、補助率が何となく、いろいろ出てくるのですけれども、補助金と交付金というのは率直に言って非常に分けにくいような書き方になっております。これは交付金だろうか、これは補助金だろうか、いろいろ性格を考えてみながら判断をしなければならぬ内容になっておるのですけれども、全くわかりにくい。しかも、私はこれは補助金だと思っておったから、環境保全の補助金の中のかの項にあるらうと思つたら、各省庁が所管してい

い。一体これはどこから出ていくのだろうか、この所管を通じて協会に交付されておるのだろうか、これは環境庁が知っておるわけでしょう。大蔵省が直接払うわけですか。どうなるのですか。

○大池政府委員 お答えいたします。公害健康被害補償協会に対する財源交付は、環境庁の予算にたん計上されまして、環境庁から協会の方に流れていくわけでございます。

○阿部(未)委員 多分そうだろうと思つたのです。そうしますと、環境庁を通じて協会に交付をする、私は補助と言いたけれども、五十八年度の予算は大体百八十四億四千六百万、こういうことになっておるはずでございます。ところが、実際に交付する金は百五十四億八千万円、こうなるわけですか。予算でこれだけありながら交付する金が落ち込んでくる、一体これはどういう事情ですか。

○大池政府委員 五十八年度の健康被害補償協会交付金につきましては、百八十四億四千六百万という数字につきましては、補償給付費等の総額の二割に相当する金額のことを御指摘かと思ひますが、それが実際に予算に計上してある額は百五十四億八千万円余となっております。この落差は何によるか、こういう御指摘であらうかと思ひます。この差額につきましては、五十七年度までに公害健康被害補償協会に交付された額で、実際に支出されずに協会に留保される、その見込み額のうちに、債務の発生が今後とも見込まれないと思われれる額、すなわち五十八年度の支出に充当可能な額が二十九億六千万円ございいます。それを今回の予算の調整の段階におきまして引き当てる結果、百八十四億四千万円余は百五十四億四千万円余、こういうふうになったわけでございます。

○阿部(未)委員 そこで、昭和五十七年度に実際に引き当てる額は百五十九億五千二百万円、こうなっております。昭和五十八年度に引き当てられる額は百五十四億八千万円と、五十七年度よりも実際に引き当てる額は少なくなっております。二〇％分が減るということは、固定発生源である八

〇％分も減るという理屈になりませんか。

○大池政府委員 所要額の二割分につきましては、ただいまのことから直ちに連動して、八割の方がそうなるということでは必ずしもないわけでございますが、固定発生源分としての、すなわち汚染負荷量賦課金の負担額につきましても、五十八年度実所要額に對しては百七億程度が充当可能ということと、実際に必要な額につきましてもは六百三十五億円余、こういうような仕組みになるわけでございます。

○阿部(未)委員 私がこれを聞いていたのは、固定発生源の負担が年々ふえて、たとえば三十何%もふえておるといふ、先ほどのあなたのお話があったから、おかしいな、二〇％分が少なくなつていくという理屈は成り立たない、こっちが減れば八〇％分も減るはずだ、全体の交付額が少なくなつたから二〇％分も少なくなつてきたんだ、それで八〇％分も少なくなつてくるはずだ、私はそういう理解を立てて、固定発生源の方の負担額はそんなにふえる理屈がないのではないかと、そういう気がしたわけですが、何しろここには政府が交付する金の内容しか出ていないのです。したがって、おたくに責任があるのなら、協会の収支の、各都道府県あるいは特定市に対する交付の内容を資料として全部提出してもらふことができるならば、これで質問を終わりたいと思ひます。

○大池政府委員 委員会の手続を経て、そちらの方と相談してみたいと思つております。

○阿部(未)委員 歯切れが悪いですが、協会にこれだけの交付金を出しておるわけですから、協会の経理内容が国会の場で公表できない、そんなばかなことがあるならば、われわれが二〇％だけを一生懸命議論してみても何も意味がないのです。長官の責任で、当然あなたのところは監督官庁として協会の監督しているわけですから、出しますと約束してください。

○梶本國務大臣 承知いたしました。

○阿部(未)委員 終わります。

○國場委員長 土井たか子君。

○土井委員 たいまの阿部委員に続きまして、健康被害補償法に関する質問を続行させていただきます。

私はきょうここに、環境庁の大気保全局、自動車公害課が昭和五十七年十二月に出されました五十六年度の「自動車排出ガス測定結果報告」というのを持ってきました。これを見まして、まず、どうしても質問せざるを得ない問題がございます。

五十年以降の高濃度汚染地域を見てまいりますと、SO₂汚染濃度はいささか改善されているのですが、これはもう幾度となくこの場所でも取り上げられておりますとおりでございます。NO_x、浮遊粉じんは横ばいしないむしろ悪化傾向の地域があるわけです。二酸化窒素の年間九八%値の経年変化などを見てまいりまして、これはもう問題になる地域は漏れなく悪化の一途をたどっていると申し上げなければならぬ。公害病の第一種指定地域の患者さんの数というのは、減るどころか、依然として増加傾向をたどっているわけでございます。

そこで、まずお尋ねをしたいのは、沿道のNO₂というのは悪化傾向をたどっている、横ばいしない悪化傾向である。理由はなぜだというふうにお考えになっていらっしゃいますか。

○古崎政府委員 自動車排出ガス測定局におけるNO_xの状況でございますけれども、たいまお話のございました各地域ごとのもの、いまちよつと手元を持っておりますが、日本全国で見ますと、継続二十六測定局におきましては、この数年、五十三、五十四、五十五、五十六を見ますと、御指摘のございましたように、横ばいであると言つてよろしいかと存じます。五十三まではやや増加傾向でございましたけれども、五十三から五十六にかかけましては、横ばいではございますが、やや下がりがみでございます。

その原因はどこにあるか、こういうことでございますが、世界でも最も厳しい自動車の排出ガス

規制をやっておりますけれども、まだ十分規制車が走り渡っておりませんで、五十二年規制車が前年度末でまだ半分ちよつと欠けるような状況でございます。これから逐次規制車が走り出しますならば、改善されてくるであろうと考えておるところでございます。

○土井委員 そうすると、自動車の排ガスにその原因がある、まだ排ガス規制については十分な効果を得られていない、こういう結果であるというふうな認識をされているわけですね。

そうしますと、このNO_x、浮遊粉じん濃度の横ばい、悪化傾向と、公害病の患者さんの増大の関連性というので、どういうふうな考えていらっしゃるのですか。まず端的にお伺いします。

○大池政府委員 公害の第一種指定地域におきましてのこれまでの観察について申し上げますと、たゞいま御指摘のような問題との関連性というのは、必ずしもまだ明らかにされていないというふうな理解しておるわけでございます。

これまでも一、二の調査を実施したわけでございますけれども、いろいろ手法上の問題等もございまして、その調査によつては必ずしも明らかにされませんでした。そのようなことも契機いたしまして、五十五年以降、手法開発をねらいまして、新しい手法を導入した調査等も現在調査研究を実施しているところでございます。

○土井委員 何だかこの種の質問をすればするほど心もとない、頼りない答弁ばかりで、NO_xと有症率の関連性というのを、いかにして時間稼ぎで、研究していると言つて引つ張り続けようかという姿勢がありと見えてならないのです。口先だけで、国会決議というのは守らなければならぬとか、守るために努力しますだけ言つたのではしょうがないのですよ。実際問題、それに対してどのようにやっていらっしゃるかをやはり問題にしていかなければならないわけですから、たいまはまだ何にも手つかずという段階だということにならざるを得ないのじゃないかなと私は思ひながら、環境庁は一体何をしてお

られるのか。

先ほど大臣は、だれしもが、みんなが納得できるようなことに対して研究中とおっしゃいます。環境庁のお仕事というのは、本来環境庁設置法がちゃんと決めているのでしょ。どういう立場に立つておやりになるのです。だれが一番納得することが肝心なんでしょうか。だれの立場に立つて、だれのために環境行政をやることが肝心なんでしょうか。これは国民と言つてしまえばそれまでかもしれませんが、もうすでに大気汚染の被害に苦しんで、病気になる、毎日毎日あえぎつつ生活してやつていらっしゃる方々がある、この問題を無視して環境庁の行政なんてあり得ないと私たちは思っているのですよ。それからすると、ちよつとこれ怠慢過ぎやしませんか。

そこで、新しい手法もおっしゃつておりましたから、その新しい手法というのは何かというのをちよつと聞かしておいてください。何なのですか。

○大池政府委員 お答えいたします。これまで大気汚染と健康との関連性についての調査を行うに当たりましては、かなり有名になりましたけれども、B M R C方式と称される方式が主軸で行われてまいりました経緯がございます。この制度におきましても、地域指定等の調査におきまして、このB M R C方式というものを使つてきております。ただ、この調査にはそれなりの制約もいろいろあるわけございまして、これにかわる何か新しい方式はないか、こういう観点から、現在アメリカで開発されましたA T Sという手法を、手法確立のための調査研究の一環として取り上げているところでございます。

これは五十五年にパイロットの調査をいたしました。五十六年度、五十七年度とずっと継続しているわけでございますが、対象としましては、主として学童年齢層を対象としまして、それも年間二万人ないし三万人という、この種の調査としてはかなり大規模の調査であらうかと考えております。これが疫学調査の新しい手法の開発という観点

点での私どものアプローチでございます。

○土井委員 疫学調査について、B M R CとかA T Sなんというのを聞かされたつて、これはさっぱりわからぬです。どういう方式で何をやりにならうとしているのかということとはさっぱりわからぬ。

一つだけ、私はまず指摘しておきたい点があります。それは、車について、どういうふうな排ガスについての調査をされているかという、いまのテンモードという規制方式というのにどうも大変問題があるようですね。このテンモード方式については、もうお耳にも入っていると思ひますけれども、排出ガス規制強化の基準としてテンモードによる方法が採用されているけれども、高速運転条件下ではその効果が薄れているというところがはつきり東京都あたりでも確認されているのです。

私は兵庫県なんです、兵庫県でも、下に国道四十三号線が走り、上に高速道路が走っている地点というのは、これは上の高速というの、やはり高速であるがゆえに意味がございまして、この排ガスの問題というのは、高速道路がつくられればつくられるほど、ずいぶん悪化しているという傾向があるのです。要するに、簡単に言う、テンモードの規制では排出ガス規制に対して効果を上げないのではないかということが問題になってきているわけなんです。

高速運転地域においては、特にNO_xの排出量を低減するために、テンモード法の見直し、高速域での排出基準を設定する必要があるというところが指摘されて久しいのですが、これは御承知おきくださっているでしょうね。特に、NO_xの激甚地域というのは大都市地域です。したがつて、こういう問題について、沿道周辺に対する対策というのは、発生源対策から始めなければならぬというの、環境庁としてはもとより基本姿勢としてお持ちのはずでございますから、こういうことにも目をつぶつていらっしゃるはずはないと私は思うのですが、この点はいかがですか。テンモード

規制というのは、これはおかしいのです。実情に合わない。どうですか。

○吉崎政府委員 自動車排出ガスの規制方式でございすけれども、御指摘のございましたように、走り方によりまして違うわけでございす。

わが国では、わが国の都市内での走行状況を勘案いたしまして、現在デンモードでやっておりますわけでございます。これにつきましては、いまのところ、都市内においてはこれよりよいかと考へておりますけれども、高速と都市内と、あるいはこの走り方が違うということもあらうかと思ひます。

先ほども申し上げましたけれども、自動車排出ガス測定局の汚染の状況をいま見きわめておるところでございますが、その結果を見て適切な措置を講じてまいりたいと考へておるところでございます。

○土井委員 これは質問していいむなしいですね。何を聞いても、研究をいたしまして、研究した結果適切な方法を講じてみたいと思ひますと、一体だれのための、何のための研究であり、その結果何をどうしようとしているのか、さっぱり雲をつかむような話ばかりなんです。きょうは始まつて以後ずっと、ただいまに至るまで。これはどうしようもないですよ。

それでは、せめて聞かせてください。先ほど申し上げたとおりで、デンモードに対しての取り扱ひというのを、今後少なくとも、法の見直しが高速度での排出基準というのを設定するか、そういうことが必要であるという声に対して、どういふふうに考へて調査を進められますか。

○吉崎政府委員 お話にございすように、確かに代表的な走り方で規制する必要があることは御指摘のとおりでございすので、環境、大気の状態などをよく見きわめて対処してまいりたいと考へております。

○委員長退席、天野(公)委員長代理着席

○土井委員 いま私が言ったことに対しては、何のお答えにもなっていないのですよ。

これは委員長、これ以上こういうやりとりを

やつていたって、実際、時間のむだというのはこういうときに言うべきだと思うのです。少しはつきり答弁するように督促をお願いします。

○天野(公)委員長代理 政府から答弁はありませんか。

○土井委員 もたもたとそちらで相談をされておりますから、私は、本来はもうこれでこの委員会

は打ち切つて、本日は審議はこれにて終わつて、散会ということにしなければならぬと思うのですが、わが方の理事に万事任せます。(休憩だ)と呼ぶ者あり

○梶木国務大臣 いま向こうでちよつと勉強しておりますので、しばらく御猶予をお願いいたします。

○吉崎政府委員 都市内の自動車の走行と高速道路の走行と、寄与率その他いろいろの問題があらうかと存じます。しかしながら、御指摘の点は私どもとしてもよく理解できますが、適切なモードでやらなければいかぬと考へておりますので、そういう点を含めまして検討させていただきますと考へております。

○土井委員 その検討とおっしゃるのは、いつごろまでに結論を出していただけますか。これはもう言われ続けて久しいのです。

○吉崎政府委員 この点につきましては、実は私ども、予算措置その他いまだしておりませんので、いつまでということはちよつといま申し上げかねるところでございす。

○土井委員 これはもうひどいと思うのですよ。こういう問題は、発生源対策として、いかにNO_xに対して規制していくかという問題、NO₂について、環境基準も六十年までに守らなければいかぬというのでしよう。総量規制を何のためにやっているのですか。発生源対策なくして総量規制なんてありやしませんよ。少なくとも、移動発生源に対してどう取り扱うかということは、移時から非常に大事な至上命題だった。いま予算もつけないというのではしょうがないです。私は、以後質問する気持ちも失うくらいです。どうですか。(休憩)と呼ぶ者あり

○天野(公)委員長代理 では、暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午前十一時五十三分開議

○國場委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。土井たか子君。

○土井委員 休憩前に私が質問をいたしましたことについて、その後、環境庁内で、長官を中心にとつその点についての御答弁をまずいただいて、先に質問をいたします。

○梶木国務大臣 ただいまの問題は大変むずかしい問題でございすので、やみくもに五十九年度予算に予算要求いたしましたけれども、要求が困難な面もございすから、予算要求時点までに私の方で内部的に十分勉強いたしましたので、いろいろなことを財政当局にはつきり説明できるだけの根拠を、要求時点までににつくりまして、予算化できるようにな方向で努めてまいりたい、努力してまいりたい、かように考へる次第でございす。

○土井委員 そうすると、これは調査費が予算化されていないので、内部でいろいろ調整をするということに当てるを得ない、来年度はその調査についても予算化をきちつとして、この問題に正式に正面切つて取り組む、こういうかつこうだというふうに理解をさせていただいてよろしうございすね。

○梶木国務大臣 そのとおりでございす。

○土井委員 そう言っております間にも、刻々と大気汚染というのは深刻な問題でございすが、さて、デンモードの問題についても、いま質問を申し上げた中身からいたしますと、御答弁の限りでは、調査が非常に不十分だったというのがわかつたのですが、B M R CとかA T Sという中身がよくわからない。特にアメリカの、年間二万人から三万人を対象に健康健診というものを中心に

置いたA T S方式というものを取り上げて問題にしていきたいという御発言も先ほど御答弁にございしましたが、この中身について具体的にちよつと説明を賜りませんか。A T Sとはどんなものなんでしょうか。そしてB M R Cのどういふところが欠点だったということを認識して、そういうA T Sを調査の方式として取り入れになることになったのか、その点はいかがなんでしょうか。

○大池政府委員 大変専門的な中身でもございすが、お求めでございすので、できるだけ簡潔にお答えしたいと思います。

従前用いておりましたB M R C方式、これは英國の方式でございす。最初、一九六〇年ごろに開発されてきた調査でございす。これは中身的には四十歳代、五十歳代というような大人を相手にいたしましてのインタビューといひますか、訓練を受けた調査員が、一定の定められた項目について質問、聞き取りをしまして調査をする方式でございす。そして、主として着目をしてい

すのは、せき、たんというような慢性気管支炎にかかわりの深い症状、これを調査していく方式でございす。

それに対してA T Sというのは、アメリカで開発された比較的新しい方法でございす。そして対象としては、これは大人に限らず学童、子供について実施できるような工夫が行われておりまして、かつ質問も、そういう調査員というような方式でなくともできるような仕組みになっております。項目数はB M R Cよりもはるかに多いわけでございますが、ここで取り上げておりますのは、気管支ぜんそくとか、ぜんそく性気管支炎とか、そういうたようなことにかかわりの深い症状について調査がしつかりできる、こういう点が若干ニュアンスとして違うかと存じております。

それで、B M R Cの方は、慢性気管支炎に縁の深い症状に着目をするわけでございすので、過去から蓄積されてきている病気とかかわり合いを見るのは非常に好都合でございすが、新し

い発生というものをとらえることについてはATSの方がよろしいのではないか、すなわちATSの方式によりすれば、比較的学童層というのは、最近の大気状況とかかわり合いにおいて現在の健康状態が成り立っておりまして、新しい発生状況というものがそれから推定できているのではないか、こういうような差がございます。

○土井委員 いま御説明のようなことで、まさか新しく認定のあり方をつくりかえていくということじゃないでしょうか。

実は、いま私、手元に持っております「公害健康被害補償制度を考へる」という経団連が作成したパンフの中に「BMR方式の調査は、せきやたんの訴えを調査するもので、回答者の意識により偏りが生じやすいことなどの問題があり、」「判定指標とするには信頼性に乏しいとの批判が出ています。」云々で、いまおっしゃったのと同じように、過去にBMRでやっておきたけれども、これでは十分ではないのでというふうな意味も含めて、新しいアメリカの方式であるATSに調査の重点を移すというふうな意味も含めての御発言でございますから、そういうことによつて、認定については従来からきつと決められた条件がございましたが、条件を変えていくということにまさかならないかと私たちは思っておりますけれども、そういうことじゃないでしょうか。条件を変えることではないのでしょうか。

○大池政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、私も私どもが行っております調査研究は、あくまでも医学的、科学的な基礎をより強固なものにする、この制度を支えていくための科学的な基礎を強固にするという趣旨に尽きるわけでございまして、その調査研究自体で制度が直ちにこうなる、ああなるというような性格のものではないかと思う。この基礎に立って、また専門的な検討を経て、必要に応じた制度上の論議があるかと思ひます。それで、現在、三つの要件で認定されている仕組みそのもの自体は、この調査研究とは別次元の議論かと思ひます。

○土井委員 認定の要件と、この調査研究とは別次元と言われているから、そのところはつきりしておかないと、混同されて、要件自身がこのことによつて、経団連などが考えていらつしやる仕組みの方向に持っていけるようなことがあつたのでは、環境庁は一体いまままで何をなすつていたかということにもなるわけでありますから、この点はしつかりはつきりさせておいていただかなければならないと思ひます。そのとおり理解しておいてよろしいですね、いまおっしゃつたとおり、関係ない。

○大池政府委員 そのように理解しております。

○土井委員 さて、大臣にちよつとお尋ねしたいのですが、SO₂よりもNO_x、浮遊粉じんが大気汚染に寄与しているということが言えるわけですから、それから考へてまいりますと、公害病の患者さんがふえていつていくというの、この激甚地域において顕著なんです。この辺はNO_xや浮遊粉じんが大気汚染に寄与しているということがはつきり言えると思ひますけれども、この点はおし上げるまでもない話だと思ひますが、大臣のお考えをちよつと聞かしておいていただきたいと思ひます。

○梶本国務大臣 どのぐらいこれが影響するかというところは、先ほど来保健部長が御答弁申し上げておりますとおり、まだいまいちのところはつきり数量的に申し上げる段階でもございせんので、いまのところでは科学的な知見の集積をやりまして判断をいたしたい、かように考へておるわけであります。

○土井委員 科学的な知見の集積とおっしゃいます、これは関係がないとは言えないわけですが、関係がどの程度あるかということに対しての知見の集積をなすつていくわけであつて、関係がないものなら初めからそういう作業は無意味なのでございします。関係があるという認識に基づいて知見の集積をいまますつていらつしやる、こういう段階だろうと思ひますが、大臣、そのとおりですね。

○梶本国務大臣 関係ないとは私も考へておりません。関係があるだろうということも予想されますので、勉強いたしておる、こういうことでございします。

○土井委員 少なくとも高濃度汚染地域と公害病の患者さんの数の推移には、相当程度の因果関係がある、そういう意味であるということが言われているがゆゑに、いまその知見に対して、集積される作業も意味があるというふうな理解をいたしておりますが、この点もそのとおりでございます。

○大池政府委員 この制度を組み立てたころの硫酸化物濃度が、現在に比べて異常に高かつた、そういう時期におきます硫酸化物、窒素酸化物等のそれぞれ混合された汚染、これによつていろいろな疾病の多発が社会的にも問題になつた、その中で慢性呼吸器疾患として四疾病が指定された。こゝまではよろしいわけですが、硫酸化物が改善された今日において、かつ窒素酸化物が横ばいの状態において、すなわち、全体としてとらえた大気汚染の態様というものが変化した中で、これをどう評価するというのがまさに問題なわけでございますので、この評価に資するため足固めの研究調査、こういうことで私も一生懸命取り組んでおるところでございます。

○土井委員 環境庁の方がお出しになつていらつしやるこの測定のいろいろな結果を見ましても、いまおっしゃつたとおり、SO₂は大体横ばいからもう低くなつていつていくのに、NO_x、さらにNO₂というのが依然として横ばいか、それともふえつつある状況の中で、実は、患者さんの数がふえていつていくという実情があるわけですから、ほかにも浮遊粉じん等々の問題もありまして、やはりNO_xについての知見なくして、これに対する対応策というのは、いろいろほかにもあるかもしれない、考へられないということが一応は言えるかと思ひます。この点は首を振つていらつしやるから、そのとおり認識をしていただけておると思うのですが、そうなつてまいりますと、こういう地域にとつての環境行政の最

優先対策というのは、断じて指定地域の解除に手を加すのじゃなくて、汚染物質の削減に全力を傾けなければならぬというのが、理の当然だと思ひますけれども、この点はそのとおりにお考えでしょうか。

○大池政府委員 当然のことと考へております。

○土井委員 ところが、ここ数年の傾向をずっと見てまいりますと、環境行政としてはSO₂、NO_xの総量規制、この総量規制にも私は問題があると思つておるのですが、それから排出規制の強化にはある程度努力をしておりますというふうな、いつも御答弁でお答えになります。しかし、それらの規制効果を帳消しにするのに等しいような問題がここにある。何かと言つたら、開発計画への安易な容認の姿なんです。これはどうも基本的な問題として私は避けて通れないと思つて、きょう、これをひとつただしてみたいなと思つています。

その具体例を挙げてくだされと言われたら、幾らだつて挙げますが、一つは新小倉の火力発電所のLNG火力増設計画、六十万キロワットです。立地点は北九州市の公害病の指定地域そのものでございします。また、別に中部電力の知多第二火力の新設、LNG火力四十万キロワット。これは先ほど申し上げた新小倉火力発電所と同様に、五十五年十月の電調審で政府は了承したということになつておるのですが、立地点は高濃度汚染地域の名古屋市、東海市の隣接でございまして、いづれも公害病指定地域に当たつております。同じく中部電力の四日市火力の増設、五十六万キロワットと川越一、二号の百四十万キロワット、これは五十五年に比べますと、少しこちらに近い五十七年三月の電調審で政府が了承したしておりますけれども、立地点は、何のことはない、かつての四日市裁判で指弾を受けた、現在も公害病指定地域のど真ん中及びその隣接ということになつておるのです。これ、いかがなですか。ほかにまだあります。水島もある。東扇島の問題もある。公害病指定地域における大規模な火力発電所の新

増設計画ですね。立地地域によつては、 NO_2 や浮遊粉じん等の環境基準を大幅に超えているところもあるわけですね。

そこで、私はきょうはわざわざ通産省にも御出席をお願いしたのですが、通産省の方にまずお伺いしたいのです。

これらの開発計画につきまして、公害病の患者さんへの影響という点から、どういうふうな配慮や、どういうアセスをおやりになりましたか。

○向説明員 お答え申し上げます。

通産省といたしましては、発電所の立地に際しまして、環境保全に万全を期すということが重要であるというふうな観点から、昭和五十二年七月の省議決定に基づきまして、環境保全に関しまして電気事業者等に対する指導、環境審査等を実施してきているわけでございます。

それで、いま先生の御指摘のあった地点で東扇島一、二号機、これはつい最近の電源開発調整審議会が審議があった地点でございますが、これにつきましては、五十七年の十二月に、通産省に環境影響調査書というのが事業者から出てまいりまして、通産省におきまして、環境顧問の意見も聞きまして、環境審査を実施したわけでございまして、この計画でございますと、燃料はLNGを使用するということでございまして、硫酸酸化物、ばいじんは排出しない計画でございます。それから、いま御指摘のあった窒素酸化物対策といたしましては、二段燃焼等の制硝酸燃焼対策といたしまして、二段燃焼等の設置などをなされる計画になつておりまして、環境保全に十分配慮した計画というふうなことでございまして、

なお、この計画によりまして、近傍の既設火力発電所につきましても、鶴見火力発電所の廃止とか、川崎火力発電所のLNGへの転換あるいは脱硝対策の導入というふうなことで、今回の東扇島一、二号機を含めまして、将来の窒素酸化物の合計排出量といひますのは、大気汚染防止法あるいは神奈川県公害防止条例、川崎市の公害防止条例に定めます既設両火力発電所に対します現在

の合計許容値を下回る計画になつておるものでございます。

以上でございます。

○土井委員 なる何だかおっしゃつておりますけれども、もともと基本的なことを申し上げましょう。

通産省が行政指導要綱によつて自前で確立した環境アセス実施要綱というのがあるはずなんです、アセスはこれに従つておやりになるのでしょうか。どうなんですか。

○向説明員 お答え申し上げます。

五十二年七月の省議決定に基づきまして、環境審査を実施しております。

○土井委員 したがって、いまの御答弁では、私の聞いていることに對してイエスかノーかで答えられる答弁だと思ふだけども、環境アセス実施要綱でやつていらつしやるということだと思ふのです。それはそのとおりでしょう。

○向説明員 五十二年七月の省議決定に基づきまして、いろいろな要綱類を決めております。それに基づいてやつております。

○土井委員 ところが、それを見ますと、その中には、地域の住民の方の健康に与える影響の項目は何もないのです。全くない。だから、その地域の住民の方々の健康に与える影響というのを度外視した形でアセスがなされると申し上げても過言じゃない。通産省といへども、項目としてこの問題を追加して、具体的にそれを実施すべきではないかという声が従来から非常に強いわけでありまして、それをどのように受けとめていらつしやいますか。

○向説明員 お答え申し上げます。

通産省といたしましては、発電所を建設いたします場合に、LNGの火力発電所でございますと、 NO_2 対策というのが重要でございます。そういうことで NO_2 の排出基準あるいは排出量というのをアセスするわけでございまして、そのときに、その地点地点のバックグラウンドというのを配慮してやつておるわけでございまして、

○土井委員 バックグラウンドの配慮以前のことを申し上げましょう。

その地域は公害病多発地域なんです。高濃度の汚染地域なんです。そこで大規模な電源立地をやれば、従来よりも悪くなることはあつても、よくなるはずはないというのは常識じゃありませんか。それで、いま問題はPm方式じゃないのです。そこには生きた人間が住んでいてという認識が何もないのだ。そして、すでに公害病にあえいで苦しんでおられる方々があるということに對しての配慮が何もないのです。こういうことをやるから、日本の通産省というのはあきどつて、人を殺してでも、もうかりさえすればいいという姿勢しかないと言われるんですよ。これは通産省どうですか。この点は項目として追加すべきだと思われまして、このことに對しては真摯な姿勢で取り組みなければならぬと思ひますが、どうですか。

○向説明員 お答え申し上げます。

先ほど、例として東京電力の東扇島一、二号機について御説明申し上げましたが、この場合もやはりそういう既設のバックグラウンドというのを配慮いたしまして、この東扇島一、二号機を増設いたしましたも、その地域全体としての NO_2 の排出量を全体的に低減するというような計画になつておりまして、いわゆる全体で総量の規制に合うよう、総量規制を下回るようにということで指導しているわけでございまして、

○土井委員 これもまあかしてありまして、総量規制、総量規制と言われても、いままででない煙突が新增設されるということは、状況を悪くすることはあつても、よくすることはならないというのには鉄則じゃないですか。したがって、バックグラウンドと言われるけれども、その中に現にも公害病認定患者さんがある、指定地域になつていてという認識がどの程度あるのです。いままでの通産省のこれに對する措置、やり方を見ておりますと、全くその辺の認識が皆無なんです。環境庁はこうした新增設計画に對してどういふ

な対応をしていらつしやるのですか。環境庁の方はいかがなんでしょう。

○正田政府委員 案件についていま伺ひまして、手元に具体的な資料がなくて大変恐縮でございますが、私ども、先生のお話のような案件に際しまして、特に川崎の場合激甚地でございますし、環境基準達成に向けての国と地方公共団体の方針がございまして、それに影響を及ぼさないように、慎重を期するという第一義的な考え方に基づいておることは申すまでもないところでございますが、私どもの役所及び通産省との技術的な意見の交換に基づきまして、ただいま通産省からお話がございましたけれども、私どももいたしまして、窒素酸化物の排出量が、総体としては川崎、鶴見の両火力発電所と一体となれば減るという考え方、さらに、 NO_2 の排出量の低減技術の開発に努めるようにということを強く電調審の場において主張いたしているわけでございまして、

一般的な御意見ということでございまして、ただいまの川崎市の例を含めまして、私ども、特に患者多発地域においては慎重を期して、アセスメントの中心についてチェックをさせていただきます。またさらに、繰り返すようにございまして、電調審におきましても積極的にかつ遺憾のないような注文と申しますか、そういった発言をさせているところでございまして、

○土井委員 なる御説明賜りましたが、局長、それでは端的に聞きましょう。

公害病が指定されている地域において、大規模な新增設計画というのは、患者さんの健康回復という観点から見ても好ましいのですか、好ましくないのですか、いかがでございますか。

○正田政府委員 基本的には、健康被害の補償等をつかさどつておる環境庁といたしまして、一層のそういった汚染要因の発生することは好ましいとは思つておりません。

○土井委員 確かに、新增設計画に際しては、先ほど通産省の方は、一生懸命そこに力こぶを入れて御答弁されているのですが、公害の少ないLN

Gを燃料に使うとか、排煙脱硫や脱硝装置、防止技術を駆使して備えとか、ほかの地域の立地に比べれば高いレベルの対策をそれなりにとっているという説明をされるでしょう。しかし、たとえ高いレベルの技術対策をとり、それぞれの従前の排出量を下回る対策をとったとしても、新たに汚染物質が増大するということは明らかなんです。これはいままでの川越であるとか東扇島などを見ていくと、はっきりそれは言えるわけでありまして、そういうことからすると、新たな汚染物質が増大するということは、どんなに対策を講じててもこれははっきり言える。新增設をして、地域への汚染排出量を全体として従来よりも減らすということよりも、新增設をしないで、地域の汚染物質排出量を減らす方が、当該地域の環境改善に資することは明らかだということは、これはもうはっきり言えるんじゃないですか。

こういうことからしますと、NO₂について調査研究中だ、調査研究中だとしきりに言われるのです。有症率とどういう関係があるかという因果関係についても、調査研究中だ、これも言われるのです。そういう調査研究をやっているという途次に、現状を従来よりも悪い方向に追いやるようなかっこうを環境庁としては認めつつ、何のための調査研究なんです。そういうことになりましょ。したがって、こういうことからすると、先ほど申し上げた通産省にしてみまして、新增設についてはいろいろな取り扱い上の配慮がある、当然のことでありましょけれども、項目としてやはり、従来にございませんでした、地域住民の方々に對する健康に与える影響というのを調査対象にするというのを加えて当然であると思われましょけれども、この点すらもまだ言を左右にして、余り積極的な御答弁をなさらないわけですか。いかがです。これは当然のことです。これはやらなければならぬと思いがちですが、いかがです。

○向説明員 お答え申し上げます。われわれ、環境審査の省議決定に基づきまして審査をやっているわけですが、その際、

事業者から環境影響調査書というのが出されるわけですが、これを地元に見せしめて、それから、その縦覧を通じまして得られた地元の住民の御意見というのを踏まえまして、環境審査を実施しているというところでございまして。

○土井委員 それは事実上そういう行為をやっているというのか、やっていると断言しやらないか、はつきりさせられないのです。なぜかと言ったら、この行政指導要綱の中にある実施要綱に、それがなければならず。それをばつきりさせないといふことは言っている。どうなんですか。

○向説明員 環境影響調査書の縦覧を通じまして地元の御意見を聞き出すということは、われわれ要綱で決めています。

○土井委員 それは、型だけとればそれで要綱を充足するというか、こうだと思いいなっている。つしやるのかもしませんけれども、そうじゃない。周辺住民の方々の健康に對してどういう影響があるかというところをばつきりにはやはり調査をしないとならないということですから、いま、その周辺の方々に聞きすればそれで十分みたいな御答弁をされておられますけれども、そんな感覚じゃこれは間違っています。どうですか。そういう項目を新たに起こすというふうな努力をされる御用意があらになりますか、どうですか。

○向説明員 環境影響調査及び審査に伴います地元住民等への周知等の措置要綱というのを五十四年六月に決めておまして、これで地元の皆様方にその計画を周知させまして、御意見を賜って、それを踏まえてわれわれ審査をするということと、ございまして、われわれといたしましては、この要綱に基づきまして環境審査をやっているというふうな考えでおります。

○土井委員 特に激甚地域、公害病の患者さんの住んでおられる地域というのに対しては、新增設は見合わせるといふ意味も含めての身でなければならぬと思うのです。いまのは一般的な問題です。後で申し上げたのは特定のな問題です。

よ。この特定のな問題に對する取り扱いが全然欠如しているんじゃないですか。いかがですか。その点をしっかりと取り組んでもらわなければ全然意味がないですよ。周辺に對しての健康影響というのをしんしゃくしておられるという意味がなくなるとどうですか。

○向説明員 お答え申し上げます。

東京電力の東扇島を例にとりますと、これは先ほど申し上げましたように、既設火力発電所につきましても廃止あるいはLNGへの転換あるいは脱硝対策を導入することになっておりますが、これらの排出量について、大気汚染防止法あるいは神奈川県の公害防止条例あるいは川崎市の公害防止条例、これらの地方自治体で決めておられます条例につきましても、それを踏まえて、その許容基準を下回るように、われわれ指導しているというところでございます。

○土井委員 私の言っていることが一向におわかりにならないようであります。いま、わざわざ東扇島のことを取り上げられましたから、ならば、私はこれを取り上げましょ。

かつて、東電の東扇島の火力の新設計画について、政府の関係省庁が寄つて、東京湾地域の過密度、深刻な環境汚染の観点から問題視して、行政として一つの方針をお決めになったことがあるはずでございます。たとえば四十年代後半に、東京湾地域整備連絡会議、俗称は六省庁会議というふうな呼ばれておられるのがございまして、そこで東扇島の火力の計画についていろいろと見解をおまとめになったことがあつたはずでございます。それは通産省も環境庁もその中のメンバーでございまして、から、まさか、そんなことはございませんとはおっしゃるまいと思ひますけれども、いかがでございますか。そういうことがあつたでしよ。

○向説明員 いま先生のおっしゃいました六省庁の会議の資料というのは、いまちよつと手持ちをしておりませんが、今回の東扇島につきましても、やはり関係省庁の出席いたします電源開発調整審議会という場で議論をされて、基本計画に組

み入れるということが了承されたということでございまして、関係省庁の御意向というのとは十分配慮されているというふうなわれわれ考えております。

○土井委員 とんでもない話ですね。私はここにその計画案を持っています。計画案じゃなくて、意見を取りまとめた結果を持っています。昭和四十七年九月二十九日に、東京湾地域整備連絡会議が「川崎港扇島東埠頭における火力発電所の立地計画について」ということで出しておられる。

そこで、環境庁にお尋ねしますけれども、その中ではっきり「環境保全等を勘案して総合的な立地計画を策定し」とあるのですが、これは策定されましたか、どうですか。私の調べた限りにおいては、いまだに策定されていないのですが、これは策定されましたか、どうですか。通産省、いかがです。これは両方に聞きたいと思ひます。

○正田政府委員 ただいまの、連絡各省庁の取り決めの中身について、具体的に承知いたしておりますが、案件については、私も聞き及んでおります。

御指摘の策定でございますが、これは当初の四十七年のとき、それから扇島のいろいろな問題を処理するときに、具体的な時期にそういうものを検討すると申しますか、おっしゃるとおり、きちんとした全体計画の策定ということには相ならぬいかもしませんが、そのようなふうな私ども承つておりましたので、そういうふうな理解をいたしていただくでございまして。

○向説明員 われわれ環境審査をやっておりますが、その環境審査に当たりまして、たとえばいま御議論が出ておりますNO_xの場合でございまして、環境基準を達成するように、その中で総量規制を位置づけられておまして、それを下回るよう所要の対策をとるということとございまして。

○土井委員 勝手なことをあなたはおっしゃっています。四十七年、当時の立地計画について六省庁が合意をされた結果、ここに問題になつてい

る「環境保全等を勘案して総合的な立地計画を策定」するというのがなされなかったのじやないですか。これは今日に至るまでないのですよ、現に私が調べた関係では。まやかし答弁はちよつと困りますね。そういうとんでもない、何だかわけのわからぬようなまやかし答弁というのはやめてください。こういう立地計画に対して総合的な策定というのがあったのですか、なかったのですか。どうなんです。これはないのでしよう。やらなかったのでしょうか。

○向説明員 いま先生がおつしやつておる立地計画につきましては、私、ちよつと存じません。

○土井委員 知らなければ知らないと言うべきです。さつきは何だかわけのわからぬ答弁をなさるのです。そういう答弁の姿勢はいけませんよ。

さらに、この中で見ると、「一、窒素酸化物に係る環境基準の設定後、その維持達成のための具体策が地域ごとに策定されることとなるが、その結果により現計画の変更または中止がありうること」とちゃんと書いてあるのです。にもかかわらず、環境庁は安易にこれを容認してしまわれたといういきさつがあるんじゃないですか。そうしてまた、このことについては「関係各機関の了解が得られた場合」と書いてあるにもかかわらず、環境庁が安易に容認されたといういきさつがあるのじゃないですか。

私がわざわざこれを取り上げて問題にしているのは、 NO_2 についての有症率との因果関係とか、 NO_2 が大気汚染にどういうふうな関連性を持つておるかということに対して、鋭意検討中だ、検討中だとおっしゃるものだから、片や検討を重ねながら、片一方では、こういうことが安易になされるという姿勢自身が間違つておると申し上げたくて私は言っているのですよ。大臣、こういうのを聞きになって、どうお思いになります。

○梶本国務大臣 具体的に承知いたしておりますので、的確にお答えできませんが、NO_xを研究しておる最中でございますので、できるだけ通産とよく打ち合わせをしまして、現在の状況よりは

悪くなるというようなことがないように、ひとつわが方といたしましては十分協議を進めてまいりたい、かように考えます。

○土井委員 どうも、しかし、行きがかりからいたしますと、環境庁自身はそういう御答弁をいつもなさるのですが、関連する運輸省とか、ただいまの通産省とか建設省とか、こういう省との兼ね合いの中で、いつも環境庁は通産省の下請みたいになかったこうになる。運輸省の下請みたいになかったこうになるのです。建設省の下請みたいになかったこうになるのですよ。それで、いま御答弁になつたことが全部水の泡になつて消えちゃう。どだけだけ環境庁がそこできつかりと踏ん張つてがんばられるかということが、いま問われている大変大切なポイントだと私は思うのです。

それからいたしますと、従来環境庁は、四日市の公害のあの判決に對しまして、公害激甚地域における企業の立地計画については立地の過失を認めて、行政に對して厳しい指摘を是認されたわけでありまして。この指摘が、ここ数年の環境行政の後退を見てまいりますと、空洞化されつつあるののです。しかも、当の四日市ですら、その周辺も含めて大規模な開発計画が容認された中には、環境庁自身もこれを是認されたということがあるわけですから。

こういうことを考えてまいりますと、環境庁の責任は大きいのですよ。基本的には、公害病指定地域、しかも、激基地域については、まず公害病へ少なくとも悪影響をもたらすような開発計画は容認すべきでない、抑制させるという原則をきちと立てなければいけないと思います。長官、これはやっていただけるでしょうね。激基地域に対して新增設は認めない、公害病の認定患者さんの地域に対しては新增設は認めない、これは何と言ったてイロハのイの字だと私は思うのです。長官、いかがでございますか。

○梶木国務大臣　先ほど申し上げましたように、現在の環境状況よりは悪くさせない、こういう方針を進めてまいりたい、かように考えます。

○土井委員　長官、ちょっと聞いてください。現状でも公害病の患者さんはふえてきているのです。よろしゅうございますか。この公害病の患者さんに対して、補償したり転地療養したり検診をやったり、そんなことは事後対策なんです。これを手をこまねくということは断じて許されないと同時に、また、予防対策が必要なんです、予防措置が。そういうことからすれば、現状よりも悪くないと言われる長官の御答弁というのは、聞いていて一見なるほどと思われるかもしれないけれども、でも私は、基本的にその姿勢が問題だと思っておるのです。現状を保ちさえすればいいんじゃない。現状の中で公害病の患者さんがふえていっているという現実を、もつとシビアに見ていただきたい、もつと責任を持ってそれに対処していただきたい、こういうことだと思いますが、長官、再度御答弁をお願いします。

○梶木国務大臣　ただいま土井委員御指摘のような姿勢で、十分環境の目的が達せられるように、最大な努力を払ってまいりたい、かように考えます。

○土井委員　時間がもう参りまして、大臣は何か三十分過ぎに御用がおりになるようでございますから、ここで本会議前の午前中の質問は私は打ち切りたいと思います。

あと、車の問題について少し質問をさせていた
だくことが残っておりますから、これをあと、も
しきよう時間が許していただけならば、わずかの
時間続行させていただくをここでお願い申し
上げて、午前中の審議をこれで終えさせていた
だきたいと思いますが、委員長、よろしうござ
いますか。

○**國場委員長** では、ただいまの件は、後刻理事
会にて協議いたすことといたしまして、暫時休憩
をいたします。

午後零時四十分休憩

午後三時四十七分開議

○國場委員長　休憩前に引き続き會議を開きます。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。有島重武君。

○有島委員　公害健康被害補償法の一部を改正する法律案、先ほどの審査をあらあらと聞いておりまして、どうも環境庁当局がやや頼りないような印象を拭拭できない、そういった印象をいま受けております。

まず、公害健康被害の究明ということについては、これは環境庁が責任を持ってやらなければならないところでそれはやっているのだろうけれども、その主責任は環境庁である、そのように考えてよろしゅうございますか。大臣、ひとつお答えをいただきたい。

○大池政府委員　大臣にかわつて、実務的なことについて御説明申し上げたいと思います。

ただいま御指摘のとおり、健康被害、その中でも環境汚染、大気汚染とか水質汚濁でございますとか、こういった公害の影響によると思われる健康被害について環境庁で取り組んでいるわけでございます。

○有島委員 私が聞いているのは、公害による健康被害、このことについて、いま法案を審議しているこの主管庁は環境庁である、それで公害被害の究明ということについては環境庁が責任を持つてやっていращしやる、そう思つてよろしいですか。

○大池政府委員　お答えいたします。
公害に係る健康被害の究明は私どものところで
担当いたしております。

○有島委員　重ねてお聞きしますけれども、それが大学でやられようが、あるいはいろいろな研究所でもって、あるいは厚生省で、あるいは運輸省で、いろいろな活動があるでしょう。そういうようなことはいろいろあるけれども、それを束ねていく、その主責任は環境庁長官にある、こういうふうに考えてよろしいですか。

○大池政府委員 ただいまお話ございました、その絡みの研究はすべて環境庁かという御設問でございます。これは大学の立場からいたします基礎的な研究というふうなアプローチもございまして、それから、環境庁を初めといたします、公害対策に直接かかわりのある、その他の省庁の取り組みもございまして、この辺につきましては、研究に關しまして大学の研究、あるいは科学技術庁で調整をいたします研究、それから、環境庁の方で環境汚染絡みの問題に關する研究調整というふうな、それぞれの部門、分野の色彩に応じた調整を、いま申し上げましたような官庁がそれぞれ担当してやっております。でございます。

○梶木国務大臣 いま保健部長お答え申し上げましたとおり、行政的な部面、結局、公害に關しましては、私どもが直接担当してやっております、こういうことでございます。

○有島委員 そういたしますと、そういう究明、それから、いまさっきから話題になっておりますのが窒素酸化物の問題など、ずっとあつたわけですね。こういう問題についてあつたことでもつてやっております。だけれど、いまそういったものを研究していく、究明していく、その推進主体といいますが、責任主体といいますが、それはいまの政府の機構の中では環境庁にまず集中しているんだ、こう考えてよろしいものかどうか。

○大池政府委員 お答えいたします。

公害対策に關するものにつきましては、環境庁が中心になって諸施策の調整に当たつておると理解しております。

○有島委員 公害健康被害補償制度に要する費用という点については、これは、すなわち汚染者負担の原則を基本とする、それから、汚染原因の物質の排出者が共同で負担すること、こういうことがあるわけですね。それで、第一種の地域にかかわる補償給付費用の負担については、ばい煙発生施設等の固定発生源と自動車とに分けて費用を負担をさせることだ。それで、その負担割合は八

対二としておる。固定発生源の負担分については、一時間当たり最大排出ガス量が指定地域では五千ノルマル立米ですか、その他の地域では一万ノルマル立米である、こういうふうなことになるようにございまして、これが、その他の地域の賦課料というものは、ノルマル立米当たり百九十七五錢ということになっております。この、その他の地域の賦課料というのはどういう計算で決められておるのか。これはその他の地域と指定地域とが一九九になつておるのですけれども、これが、その他の地域にも、北海道の山の中の場合と、それから指定地域にすぐ隣接のところとあるわけですね。こういう計算の決められておる根拠は一体どういうところにあるのですか。

○大池政府委員 負荷量賦課金を定めるに当たりまして、その他の地域と指定地域とが九対一の比率で料率が設けられておるけれども、その料率の定め方はどのようになつておるかというふうな御質問を御理解したわけでございますが、まず、その他の地域の料率がどのように決まるかを先に御説明申し上げますと、年度に補償給付費等必要な経費所要額といふものが出来てまいります。それが分子へ参りまして、分母の方に全国のSO_xの排出量が来るわけでございます。ただ、その場合に、この計算の仕方として、四十九年の中央公害対策審議会の答申におきまして、全国一本の制度としてこの問題を取り上げるという前提を置きまして、それからまた、この第一種地域として取り上げる疾病が、個々の原因者の排出行為と、指定されております疾病との因果關係を個別に証明するといふことが不可能に近いといふことを勘案しまして、汚染原因物質の総排出量に対する個々の排出量をもつて健康被害に対する寄与度というふうな、制度的な割り切りをしておるわけでございます。

その場合、指定地域とその他の地域との賦課料率に、汚染の寄与度に応じて格差を設けるべきである。制度を組み立てたときに、大気汚染の状況の格差に着目しまして、一定の比率があるわけ

でございますが、他方、全国一本の制度としてこれを維持していく上で、一種のいわゆる原因者集団として、先ほど御指摘の、北海道から沖縄までのばい煙発生施設等の事業者を全部プールしまして、共同責任というふうな形で割り切る。その場合に、指定地域とその他の地域とで、少なくとも指定地域が二つの程度以上を受け持つような目安を設ける。これによつて一定の料金の格差というものがあるわけでございますが、そのものが計算できるわけでございますが、そのうちよう両方をにらんで、間をとつて九対一というふうなふうな、指定地域とその他の地域とを取り決めたわけでございます。それでその九対一の格差ができるように、指定地域で排出されるSO_xの量、これを九倍いたしまして、それからその他の地域の量とを足し合せて、先ほど冒頭申し上げました、所要額を分子に置きまして割り算をいたしますと、その他の地域の料率が出る、こういう大変複雑な計算方式になつておるわけでございます。これが、その他の地域の料率がそのようにして決まるということの説明でございます。

それから、指定地域につきましては、制度発足のときには単純に九倍ということでございますけれども、その後五十二年から三年にかけましての論議がございまして、それぞれの指定地域の地域的な収支バランスということが注目されたわけでございます。すなわち、それぞれの地域ごとに、そこで支出される額と、それから、その地域内から費用を徴収する額とを比較しまして、いわゆる黒字地域、赤字地域という問題が生じてまいつたわけでございます。これの地域収支の調整を行うといふようなことで、指定地域内にさらにさういった地域収支に着目しました調整を行うといふことを行つております。これによりまして、二つの一調整といふことで、二つの一そういう地域収支に着目した調整を行つて、指定地域の料率というものが定められておるわけでございます。したがって、指定地域全体で平均いたしましたとき、その他の地域に比べますと、料率が九対一という平均的な額になりますけれども、個別の地域

につきましては、それぞれブロックごとに、いま申し上げましたような二つの調整が加わつておりますので、一番高いところで申し上げますと、九対一の平均に対して一・九五倍のところもあれば、〇・六五倍のところもある、こんな仕組みでございます。これは五十七年度の料率のことについて御説明申し上げたわけでございます。

○有島委員 私が聞いておるの、大きく見て九対一ということですが、科学的な根拠があるのか、経済的な根拠がきちんとあるのか、それが非常にあいまいな感じがするわけだ。あとの計算は非常にいいのですよ。根元のところの九対一というところが何でそんなんだかということが、いまのお話を聞いても釈然としません。

それから、各企業におきまして、省エネであるとか操短というのか、それで排出量が減つてくる。そうすると、減つてくるのだけれども、それに伴つて今度は、必要な経費を捻出するためには賦課料率を上げなければならぬということになります。業者としては一生懸命改善をするわけですが、努力すればするほどまた率が上がつてくるというのじゃ、どうもこれはやる気がしないといふことになるのじゃないか。被害者の立場から見れば、総量として減らさなければいかぬわけですね。それで、業者の方は、減らせば減らすほど料率が上がつていく、ばかばかしいというふうな現状がある。これは一体このままでよろしいのか。どうなんですか。

○大池政府委員 確かに、現在の大気汚染の全国状況の変化から見ますと、硫酸酸化物が公害防除の努力の結果非常に減つてきた。そういった状況からいいますと、分母が小さくなる、したがって、料率はいいやおうなしに上がつていく、こういう制度上の仕組みでございます。きめ細かく見ますと、それぞれが公害防除努力を競ひ合つて、いい方向へ向かつていくという働

きもないわけではございませんが、みんな同じ足並みで公害防除努力を遂げれば、せつかく努力をしても徴収金額にはね返ってこないということ、確かに御指摘のようなことはあり得ると思ひます。このような制度上の仕組みから見た基本的な問題もございいます。

それで、一方で全国的にSOxが著しく減ってきているというような趨勢にもございいますので、これはこの費用負担の今後のあり方の問題として、長期的観点でいろいろと検討していかなければならない諸問題の一環として、私どもとしては取り組んでいきたいと思っております。

○有島委員 大臣、局長がおっしゃるように、長期的観点で考えていくということなんですけれども、その長期的というのは五年なのか、二十年なのか、どうなんでしょう、これはかなり長期にわたっているようにわれわれは思っています。一、二年のうちにこれはひとつちゃんと再検討するということがおありになるのか、どうですか。

○梶木国務大臣 午前中の御質問にもお答えしたわけですが、企業の方にも大変努力願ひまして、SOxは改善を見たわけではございませう。しかし、NOxはまだ横ばいというふうな状態ではございまして、いま委員の御指摘のような問題もあるわけではございませう。

そこで、私も、午前も申し上げましたように、あるいはまた、臨調からもそういう答申をいただいているわけではございませうが、何せ科学的知見に基づきませんと判断がしかねるという問題もございまして、いま、その集積を一生懸命やっておりますのでございませう。こういうことで、長期と申し上げても、十年とか二十年とか、そんなに先ではございませう。何とかこの法案で二年間延長を願っているわけではございませうが、この間にはひとついろいろの勉強をいたしまして、結論を出してみたい、かように考えております。

○有島委員 それでは、二年間のうちに再検討をして、そして一つの結論を御発表いただく、そのつもりでよろしくございませうか。いまのお話を

そう承つていいですか。

○大池政府委員 現在、気持ちとしては、大臣が申し上げたお気持ちによつてがんばつておるところでございませうが、いま、いつと申し上げるめどの立つほどに、材料が整つていく段階ではございませう。いろいろな科学的知見も基礎に置きまして、この事柄には臨んでいきたい。いろいろ問題提起を受けておりますので、できるだけそういった御意向も踏まえながら、検討を進めてまいりたいと思つております。

○有島委員 大臣、問題が二つございまして、SOxの問題とNOxの問題が絡んでいて、いろいろ事情がむづかしい、これもございませう。いまのNOxのことは別にしても、脱硫装置もいろいろ一生懸命つめて、努力もした。努力もしたのだけれども、それが経済的に評価されない。企業というものは人助けのためにあるのじゃなくて、銭もうけのための目的でやつてるところですから、それに相矛盾するようなことを押しつけているということ、余り長続きしないと思うのですよ。その行き方そのものについて、これはぜひいふにいままで時間がたつていて、ございませうけれども、この点だけでもどうなんですか。

○大池政府委員 先生御指摘のように、基本的には、現在、硫酸酸化に着目しての汚染負荷量賦課金という、この仕組み自体の問題でございませう。このSOxだけに着目するの、そのほかのファクターを考慮するの、この基本問題については、これから鋭意取り組んでいかなければならぬ問題ではあると思つております。

ただ、先ほど分母の話だけ申し上げたわけではございませうが、これは比率につきましても、分母、分子両方あるわけではございませう。長期的と申しましたのは、やはり長期的視野に立てば、汚染を排除し、汚染が改善されていけば、そういう長期間の間には、新規の患者の発生というものが当然減少が期待できるのではないかと、これを含めて、長期的な観点に立つて事態の推移を見、汚染の対応の変化を見ながら検討を進めていきたい、

こういうことではございませう。

○有島委員 そういうことを言ひ出すと、これは果てしないことになるのです。病氣そのものはいろいろ個人的な、あるいは複合的な問題が出てくるわけですね。その話はいまやめにして、この算定方式そのものについて、もう一遍考え直さなければいけないのじゃないだろうかというふうには私は思つておられますが、大臣はどうですか。大臣のお考えをお聞かせください。

○梶木国務大臣 常識的に申し上げても、やはりなかなかむづかしい要素が入つておられますし、制度発足したときのいろいろ経緯もございまして、いま委員おっしゃるやうな理解できるわけではございませうが、制度の仕組みといひますか、それに関係するものでございませうので、十分勉強を事務当局にやらせまして、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。できるだけ早く何とか結論を得るやうに、勉強はどんなやらせるようにいたしたい、かように思ひます。

○有島委員 二つ問題があるのは、一つは、純科学的な、医学的な問題がございませう。それとは別に、経済原則のようなものでございませう。その問題は分離してひとつお考えになつた方がよいのじゃないかと申し上げている。この趣旨は御理解いただけますか。どうですか。

○梶木国務大臣 先ほど申し上げましたやうに、委員の御発言になつておられることは、十分私は理解はできるわけではございませう。ただ、なかなか仕組みがむづかしいから、ひとつ勉強したい、こういうことではございませう。

○有島委員 それでは次に、NOxの問題でございませうけれども、「二、三年のうちにNOxを制度に乗せるということができるといふのじゃないか」というふうな考へておられる次第でございませう。ということが四十八年の九月十九日の参議院の公害

対策及び環境保全特別委員会において言われたわけですね。こういうふうになつておられますね。それで十年たつておられるわけですね。この間に一体何をしていたのだからだれでも思つておられますね。それで、これについては国のお金を使つて研究をされているわけですね。いろいろところで研究をしているのでしう。それをちゃんと統括して、あるいは推進していく責任は環境庁におありになるわけですね。

そこで、この問題についてこまでは進んだんだ、この研究所でこういうことをやつておられるんだ、こまでは進んでおられるんだけれども、こまでは先はわからないんだという中間報告は、当然これはお出しになるべきだと思うのでございませう、毎年度毎年度これは御提出いただいておられるのでしうか。

○大池政府委員 各種のルーチンに行われております調査データにつきましては、その都度発表がなされておられるわけではございませうが、ただいま御指摘のような趣旨の調査研究につきましては、何年間かの継続的な研究を進めておられる最中というところで、まだ中間的な取りまとめという段階に至つておられない状況でございませう。

○有島委員 大臣、これは率直に申し上げまして、無責任ということになりませんか。どうでしょう。

○梶木国務大臣 おくれていることに対するおしかりはわかりますが、一生懸命やつておられますので、無責任というわけにはいかぬと思ひます。一生懸命とにかく馬力をかけてやつておられるわけではございませう。

○有島委員 それは、一生懸命やつていらつしやるといふことの報告はなされなければいけないのじゃないですか。一生懸命やつた、こまではできた、こまでは先はまだわからぬということでも結構ですよ。十年間、鋭意検討中だ、そのままで、お金だけつぎ込んで、これは無責任ということになるのじゃないですか。ですから、もう十年もたつたことではございませうから、こまでは研究

が進んでおるんだということは、中間発表をこれからはもう早急になるべきだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。報告もなしでもって、検討中でございます、しばらく待つてくださいます。しばらく、何年だかわからぬ。こんなようなことでもってよろしいのかどうかだ。

○榎本國務大臣 いろんなことを私の方で勉強もし、検討いたしておりますが、結論の出たものは報告させていただきます。いまの問題につきましては、有島委員の御指摘も理解はできるわけでございます。中間報告で出してもいいわけでございますが、また、それによりましてかえって誤解を招いたりしても、いろいろ波紋も大きくなりますから、私もやはり最終的に結論を出してから、ちゃんとさせていただきます。結論のはっきりしたものは、いまでもたくさん発表したのもございまして、その点はひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○有島委員 では、中間報告を出しませんか。波紋が大きくなるからという話もありまうけれども、波紋を大きくして、それで予算をまた取って、そして研究を進めていくということもあるじゃないですか。何かほかおかりして一生懸命逃げ回っているみたいな姿が、これはもう見るに見かねるという感じを私たちは受けるわけですね。ここまでは鋭意努力してやりました、これから先は現代科学でわかつておりません、そうすれば、若い研究者は功を競ってその先をやる、あるいはいろいろな研究費を出してくれ、こういうようなことだつて起こってくるわけじゃないですか。それはまた学問を進めることになるじゃないですか。これはお役人さんたちのお仕事よりか、やはり政治家の判断だと思ふのです、促進しなければいけないという責任を持てばです。その辺はいかがでございます。率直な感じをひとつ言つていただき、そして、できるなら、今年でちょうど十年たったのですから、中間報告はお出しになるべきであると思ふのですけれども、いかがでございますでしょうか。

○榎本國務大臣 十分検討いたしましたして、中間報告を出した方が今後環境行政を進めていく上に非常に効果があるという判断に立ちましたら、中間報告を出すことにやぶさかではございません。

○有島委員 こんなことでもって時間が来てしまいましたから、私はこれでもってやめますけれども、何かあまいで逃げ回っているような印象だけは払拭していただきたい。そして、まだ複合汚染の問題、特に粉じんの問題等新しいことがたくさん出てきているわけですから、そういうものを究明していかねければならない。これはすぐ世界的な問題になってくるわけですね。

それで、大臣が平素おっしゃっているように、日本がパイロットとなつて、そういった面で次の世界にも貢献していかなければならぬという立派な立場にあるわけでございます。確かにイギリスの方式、アメリカの方式、いろいろあるけれども、そういうものよりも、むしろ積極的に日本が創出していかなければならない。そういった時代だという時代認識は、党派を離れて、政治に携わる者はみんな持っているのじゃないかと思うのです。どうかひとつがんばつていただきたい。以上です。

○國場委員長 中井治君。

○中井委員 最初に、大臣にお尋ねいたします。他の委員の皆さんからも御質疑があつたわけですが、過般、臨調の答申が出されました。その中で、「公害健康被害補償協会交付金」という項目で答申が出されているわけでございます。私の所属いたしております民社党は、臨調の最大与党だということをおひそかなプライドにしながら、増税なき財政再建が実現するためには、思い切つた行政の改革が必要だ、こういうことで精いっぱい声援をしまつたわけでありまして。しかし、補償協会交付金という形で項目が起これ、そして中身を読むとき、どうして臨調がここまで、こういうことを唐突に答申をしななければならぬのか、私はどう考えてもわからない。部会報告等とすいぶん文言等が変わつたようでありま

す。何を言おうとしているのかわからない。そして、こういうものは必要ではないのじゃないか、このことを強く思うわけでありまして、大臣自身がお読みになつてどのようなお考えになつておられるのか。そして、環境庁はこれをどう解釈して、臨調の答申に対応しようとしていらつしやるのか、お聞かせを願ひます。

○榎本國務大臣 いま御指摘の、臨調からの答申でございますが、制度の内容につきまして指摘があつたわけでございますが、これは臨調自身の御判断でございます。私どもの意見がもちろん入つたわけではございません。しかし、この趣旨をよく読みまして、制度に基づきましていまだ私どもがやっておること、いわゆる健康被害を受けられた被害者の方々を迅速かつ公正に保護を図つていくという観点に立ちまして運営しておること、この趣旨に今回の答申は外れておると私は思ひません。ですから、この趣旨を尊重しつつ今後とも一層適正な運営を図つていきたい、私どもかように考えておる次第でございます。

○中井委員 大臣は、外れていらつしやらない、このように御答弁をいただいたわけでありまして、それが、この中のどの項目が行政改革あるいは行政の改革につながるかと考えてございませうか。この答申の公害健康被害補償協会交付金の項目が中身がなるとお考えですか。いや、大臣に聞いているのです。あなたには後で聞かよ。

○榎本國務大臣 これは民事責任を受けたものでございまして、私どもは当初から、補助金とは性格が異なるものだという認識は持つておるわけでございまして、臨調の方では、一応交付金だということを一括してあつた答申になつたと思つたわけでございます。先ほど申し上げましたように、制度的にはいまの制度をやれという答申になつておりますから、この制度を踏まえて今後ともさらに一層適正にやつていきたい、かように考えておるわけでございます。

○大池政府委員 ただいま大臣が答弁したとおりでございます。

○中井委員 それじゃ、大臣の方がお話しそうでありまして、大臣にお尋ねいたします。

「第一種指定地域の地域指定及び解除の要件の明確化を図るとともに、こう書いてある。ということ、大臣自身も明確になつていない、このようにお考えですか。現在明確になつていないと御判断をなさつておられるわけですか。

○大池政府委員 具体的な問題として私からお答え申し上げます。

地域指定の要件及び指定の解除の要件につきましては、この制度創設の際に中央公害対策審議会で精力的に御検討なさいまして、その結果受けました答申の中に明文の規定がございまして、たゞ、当時の科学的な知識として最大限のものを取り込んでなお、硫酸酸化物については明確な尺度が提示されたわけでございまして、他の重要な汚染物質でございまして窒素酸化物等につきましては、その段階では具体的に数値的に表現するまでには至らなかった、そういうような経緯がございまして。

同様に、いま指定の要件のところのSO₂の具体的な尺度のことを申し上げたわけでございますが、解除の要件につきましても、考え方は明確に明示しておりますけれども、これらの数値的な表現、手法についての具体性という問題につきましては、なお一層の明確化が必要であらう、こういう指摘であると理解しております。

○中井委員 大臣、そんなことはたびたびこの委員会で議論になつておるのです。環境庁がちょっとやらぬだけの話です。たとえば窒素酸化物の問題を含めてる質疑に出てきた、複合的な汚染による地域指定、科学知識の集積を待つて、集積を待つて——私なんかこの委員会に六年おりますが、その六年間毎年同じことを聞いている。やらないから言つておるだけの話で、僕が先ほどから、臨調がお取り上げになることじゃない、こういうことを申し上げたのは、これは環境庁の怠慢のことであつて、これをやるから、やらないから、行政がさらに臨調がお考えになつておるように進むとか進まぬとか、そういう問題じゃないだろ

う、こんなふうになっているわけでございます。臨調は応援をしながらも、この項について私自身の考えを強く申し上げて、次に移りたいと思っております。

こういう問題が出る、あるいは委員会ではたびたび議論がなされるということは、この法律をつくるときに、患者さんを救済しなければならぬ、それが第一である、こういうことである、いろいろな割り切りをして法案をつくった。それが、その後八年間もたつのに、今日まで何ら見直しにせずと続けてきた。そして、今日いろいろ大きな矛盾が出てきて、つつかれると、その矛盾に対して、はつきり言って答えようがない。そこに私は問題があると思うのです。

大臣は、この法案をつくった当時割り切られたこと、どういうものが割り切られて、後に問題として残されてきたと御認識でありましょうか。あるいはまた、現在、その割り切りをしたことによってどういふ矛盾が起こっている、このように御認識でありますか、お聞かせいただけますか。

○梶木国務大臣 SO₂とNO_xとの複合したものを、いろいろ数量的に把握が大変困難だったものでございますから、いま仰せのように、SO₂だけで割り切つて出たというところにむずかしい問題がずつと引き続き出ている、このように理解いたしております。

○中井委員 ここにいろいろな資料があるわけでありまして、五十六年、全国で第一種の認定を受けた患者さんが八千九百九十六人いらっしゃるわけでありまして、昭和四十九年、初年度に認定を受けた人は一万四千三百五十五人、こういうことであります。まあまあ半分ということでありまして、しかし、この間八年、十年、公害問題が騒がれてからのSO₂の減少というのは物すごいものがある。しかし、患者さんというのはほとんどふえている。あるいはまた、私自身の郷里であります四日市なんかは、SO₂の量等からいくとずいぶん減つておる。しかし、その割り当てから出されるお金というのは莫大な金額である。実は

四日市は、たとえば五十六年度十八億三千九百万割り当てられて賦課金として出している。それじゃ、その年四日市の患者さんに使われたお金は幾らだ。十億円。これは自動車重量税からのやつはまだ来ているわけでありまして、ずつとそういう形である。逆にとらまえば、大田区なんというところは、地域のSO₂を出されているところが五千万割り当てでお払いになつていらつしやる。しかし、大田区の患者さんに使われている金は十四億円。大阪はどうだ。大阪の患者さんに使われているお金は、五十六年二百二十億。それじゃ、大阪でSO₂の割り当てで出しているお金は幾らだ。十二億円だ。こういう形なんです。そうすると、幾ら割り切つたといつても、科学的にこういうものをやらなければ信用されない、だれも納得しないというの、あたりまえだと思ふのです。そうすると、たとえばSO₂の量が減つたから次の年から患者さんが出ないということではない。この間の先生方のお話にもありましたように、暴露時間の問題等がある。しかし、五年も六年も七年も八年も減り続けておるのに、全国では患者さんはふえ続けている。制度の矛盾はめちゃくちゃに出てくる。患者さんの健康が一遍でばらばらと治つてしまふのなら、一回きりの賠償金を払つてそれで済むわけですね。お治りにならない。ずつとお苦しみである。そうすると、これからまだまだ矛盾というものが出ていく。

大田、犯人というのは、こういう複合汚染あるいは窒素酸化物、いろいろなものがあるじゃないか、こう言われておる。しかも、八年前ぐらいの、この制度ができた当時のような科学的知見の集積で、いまも一人一人出る患者さんを救えということになれば、私は、当然NO_xでもこの賦課金というものが割り当てられて対策が立てられると思うのです。科学技術が進んで、そしてつぎりと、逆に複合汚染あるいはNO_xが原因だと言ひ切れぬがゆえに、昔の割り切つた制度のままに、患者さんにも大変な、全国でこの賦課金を

払つておる業界も大変だ。環境庁も大変じゃないか、このように思ふのであります。社会党さんも公明党さんも、早くしろと、こう言っているわけでありまして、この制度をいまの矛盾の多いまま継続、継続で、一体いつやりかえる、こう考えたらいいのでしょうか。いつになつたらその科学的知見の集積というものは終わるのか、このところをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大池政府委員 御理解賜りたいわけでございますが、対象としております指定疾病は、非常に長い経過をたどる疾病でございますし、また、その影響を受ける期間も、相当な期間を経てそういう疾病が成立してくるというような病気でございまして、いわゆる慢性疾病でございます。したがって、いろいろな影響が出た、汚染が改善されれば、いろいろな論議の整理ができるわけでございます。けれども、仮に汚染は改善された地域があつたとしても、患者さんがそのまますぐ新規発生がなくなるということでもないという、その辺のいろいろな問題点があるわけでございます。そのほか別の意図で先延ばしにしているということではございまして、文字どおり、るる御説明申し上げておきますように、そういう慢性疾患に対する慢性的な長期影響という観点で、これまでのいろいろな国内、国外のデータも十分収集し、参考にしたが、また、みずからでなければできないような部分の手法開発等の研究もここ三年来取り組んで、できることを先延ばしにしようと思つて、決して御理解をお願いしたいと思つております。

○中井委員 私は、SO₂をやつていないこの制度を、別になくせとも何とも言つてないのです。しかし、SO₂だけを犯人にして、これだけが犯人だという形でやつていままの制度では、とうてい患者さんのあつちこつちでふえているのは説明つかないでしやうと、こう言っているわけですね。そして、SO₂をやりました一番最初のときでも一万余千、次の段階でも三万ぐらいの患者さん、いまは九万に近いでしやう。そういう数になつてくる。これに従つてどんどんSO₂の量というものは減つてきているのでしやう、排出量は。あなたは一年や二年で減つたと、こう言うけれども、もう減り続けてつとですよ。十年減り続けているのじゃないですか。ふえ続けて十年、減り続けて十年じゃないですか、大体。そうすると、これだけが犯人でという、いまの制度の矛盾が余りにも多過ぎるじゃないか。大体科学的な知見の集積はもう大分できておるのだから、その集積の範囲で割り切つて、またプラスした制度をつくつたらどうですかと、こう申し上げるのです。

それでも、いまから八年前に割り切つたよりも、うんと科学的に集積された合理的な制度になるんじゃないかと言つておるのです。あなた方は、前のときにはばつと割り切つてやつて、今度はばつと科学的知識的にもわかるまでは待つのだと。おかしいじゃないですか、そんなことは。前のときに割り切つて、いまも割り切つた制度を続けるなら、もう少し合理的な制度にかえる、やつていけばいいじゃないですか。どうですか、大臣。

○梶木国務大臣 ゼロから出発しますときはわりあい割り切りが楽なんです。一遍でできた制度を改変といふと、いろいろ改めるのはやはり若干の時日も要しますし、それで、いま保健部長が申しましたように、私も決してじんせんと延ばしておるわけじゃございません。いろいろな意見が出ておることは委員もよく御承知のとおりでございます。解除のこととか、あるいはNO_xを入れるとか、いろいろ各方面から意見が出ておるわけですね、これを受けまして、やはりこれは私が政治的に割り切つてどうのこうのという性格のものじゃないでしやう、私としては、ただ事務当局に、一刻も早く合理的な結論を出せ、こういう指示は強いたしております。

○中井委員 お話はよくわかります。しかし、申し上げたいのは、たとえばいまから十年前あるい

はもう少し、その前後ですね、公害問題がいろいろと議論されたときには、もつといういろいろな諸説が飛び交ったのです。本当に諸説が飛び交った。今日、大体この第一種の地域の、いわゆる犯人はこれとこれくらいじゃないか。大体皆さんや学者のいろいろな議論も集約されているわけです。だから私は、ある意味でいま割り切つてやってもおかしくない、このように考えます。そういつたことも踏まえて、環境庁、ぜひお考えをいただきたいと思ひます。

と同時に、それでは違う形で聞きますが、科学的知見、知識の集約をやつておる、やつておる、こういうことを言われる。毎年毎年予算の中で公害研の予算、人員がふえておる。これは私も、大変うれしきことだ、こう考へておりますが、環境庁予算の中で、大気汚染のSO_x以外の犯人と言ふとおかしいですが、影響を調べるための年間の予算というのはどのくらい使われているのか、お知らせください。

○大池政府委員 いろいろな調査研究が関係があると申し上げますと相当幅広くなつてまいりますが、私どもの環境保健部におきまして取り組んでおります主要な調査研究について申し上げますと、一つは窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の健康影響に対する文献的なレビュー、解析というようなことを主軸にする調査研究がございます。(中井委員「それは金額幾らですか」と呼ぶ)これはちよつといま個別の金額を出しておりませんけれども……(中井委員「それじゃトータルの金額を言つて下さい」と呼ぶ)もう一つ申し上げまして、それと合わせて、五十八年度に一億円の、これはいま御審議いただいておりますので、五十七年度一億円をちよつと上回る額でございますが、その中でこういった研究を実施していただくわけでございます。そのもう一つと申しましたのが、ATS方式による呼吸器疾患調査でございます。

○中井委員 研究をしておる、あるいは科学知識の集積を急いでおる、こうおっしゃるが、大臣、

肝心の窒素酸化物あるいは粉じん、そういうことに対する研究が、文献等も合わせて一億円くらい

の研究費なんです。そうすると、たとえば専売公社はどうしているんだ、こう考へて聞きます。喫煙による健康影響についての調査研究費というのは、五十七年度で二億円出ていますのですね。そのうち七千万くらい。そうすると、一億三千万くらい、たばこの健康ですから、大体呼吸器系の問題に使われているわけでありまして。たばこは専売公社で、たくさん金があるというのかもしれない。たばこです。これだけ八万数千人の人が健康を害している。そうしてSO_xだけが犯人じゃないやないか、ほかにもみんなあるじゃないかという形ではないか、ほんと言われ、SO_xが幾ら減つても患者さんがふえ続けている中で、わずか一億円にも足りないお金を環境庁が出すだけで、ほかのものを研究しています、一生懸命やつていますと言へるのですか、どうですか。

○大池政府委員 ただいま御審議いただいております事柄に直接関係の深い調査研究費が、先ほど申し上げましたような金額の中で実行されているということを御説明申し上げたわけでございますが、ちよつと私の立場を越えての答弁になつて恐縮でございますが、環境庁全体としては、それぞれ局ごとに必要な調査研究費というものを持つて動かしております。

この中には、基準設定等に必要健康問題と絡みの深い調査研究もやつております。それからまた、各省庁の国立の試験研究機関の公害防止絡みの研究費は環境庁が一括計上をするというようになことで、数十億、たしか三十億くらいだったかと思ひますけれども、私が所管していませんので、ちよつと数字ははつきりいたしません。……(中井委員「その三十億というのはどんなお金ですか」と呼ぶ)研究費でございます。そういう研究費を環境庁としては持つておまして、相当な規模で公害対策を推進するための基盤づくりと

いう研究は推進しているところでございます。便宜上、お答えいたしました。

○中井委員 私、いまの答弁納得いたしません。本当にそうですか。その三十億のお金は公害患者の大気汚染問題に使われているのですか。僕は、大気汚染で聞いているのです。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。三十億といふのは、全部が大気汚染の分でございます。

○中井委員 大気汚染は幾らですか。大気汚染の研究に使つておるお金は幾らですか。調べてください。

○加藤(陸)政府委員 ちよつといま内訳は、後で調べてみます。

○中井委員 さつきからそれを聞いています。SO_xの関係を引いてください。環境庁が直接研究に使つておるお金。それはさつき答へた二つじゃないですか。一億幾らでしょう。後で知らしてください。

要するに、僕らの言つておる窒素酸化物と、それから粉じんの問題については一億円少々のお金だ、こういうことでしょうか。僕は何も、専売公社のたばこだつて、そんな気管支で全部一億数千万使つておると言いません。しかし、たばこの健康というところと大体そういうところに主に使われているわけですね。それなら、逆に言えば専売公社とも協力してやるとか、いろいろなやり方がいっぱいあると思うのです。とにかく急がなければだめですよ。

本当にこんな矛盾がますます拡大するような法案、しかも、これを直すとか、いじるとか、なくすとかいうなら、これは患者さんにとつたら大変なことですから、いじれない、直せない、そのままです。環境庁を全然信用しない大きな理由になつておる。私は、環境庁の信頼問題だと思ふ。環境庁というものはやはり患者さんからも信頼をされなければいけない。しかし、逆に、公害を出した責任のある方からも、環境庁の言うことは科学的で

納得がいく、こういう形での信頼がなければ行政はやれないと私は思うのです。そういう両方の信頼をなくする。患者さんだつて、SO_xが減つた減つた、こう言うけれども、患者はふえ続けているのはどういう原因だとおっしゃるけれども、これも答えられない。

研究を急いでいふと言ひ続けて八年じゃないですか。両方の信頼を失うような形での法案、それを私もわかりながら、これは全党賛成で法案を通さなければならぬ。大変おかしなことだと思ふのです。だから、一刻も早く環境庁が中心になつて、ありとあらゆる知識を集約し、そして早期に、新しい、だれもがもう少し納得のいく法案、救済制度、こういったものをつくり上げるべきだと私は思ひます。大臣、もう一度御答弁をお願いいたします。

○梶木国務大臣 中井委員の御指摘の、全く私も同感でございます。いまお話しのように、患者さんからも信頼をいただき、また、公害を出してお金を出していただく方からも信頼をされて、初めてこの制度がうまく動くわけでございます。たくさんのお金も出していただいております。繰り返して恐縮でございますが、双方に信頼をいただくような合理的な結論を得たい。

研究費の多い少ないにつきましては、先生が御指摘のように、いろいろあるかも知れませんが、私どもとしては、あれだけの金で頭脳を使いまして最大限やつていく、こういう決意でございます。

○中井委員 終わります。

○國場委員長 藤田スミ君。

○藤田(二)委員 ずいぶん前から同じような質問が続いておりますが、私も最初に、臨調答申に関連して一言お尋ねをしておきたいと思ひます。

せんだつて参考人の皆さんからの御意見を聞かせていただいて、私も改めて大変勉強させてもらつたわけですが、その中で、国立公衆衛生院の院長鈴木武夫先生は、大気汚染はすなわち硫酸酸

化物ではない、こういうふうには指摘をされて、窒素酸化物や粉じんなどによる住民の健康への悪影響、そういうことを指摘され、仮に大気汚染が改善された場合であっても、数年あるいは十年から二十年后に発症する遅発性影響などについても示唆されました。そして、補償法を検討するならば、強化及び内容を充実する方向で進めるべきであつて、企業の開発などの面であらうふうなことであればならないのだという意味のことをおっしゃいました。中公審の三重大の吉田克己先生は、指定地域の解除要件についても、いますぐ科学的に決められる状況にはないということを断言されました。補償法の見直しはあくまでも科学的事実に基づいて考え、冷静な判断を加えるべきである、硫酸酸化物だけではなく、窒素酸化物や粉じんなどについても考慮に入れる必要があるということを強調されたわけでありました。

私は、この間、臨調の問題についてはいろいろ時間をとって長官の御意見もお伺いしましたが、最後に大臣は、臨調答申を冷静に受けとめて対処していきたい、こういうふうにお答えされたわけですが、こういう学者の御意見、私は、やはりそういう指定地域の解除要件についても、もっと冷静な科学的な事実に基づいて考えて、いま取り残されている窒素酸化物とか浮遊粉じん、粒子状物質とか、そういうものを加えて考慮をしていかなければならない、そういう必要がある、同様の立場を主張いたしますが、冷静な対処というのは、そういうふうな受けとめてよろしゅうございますでしょうか。

○大池政府委員 ただいま述べられました参考人の御意見、私も出席いたしました承ったわけでございます。それぞれ豊富な知識と経験に基づいての御発言として受けとめておる次第でございます。

いずれも共通して御指摘されておりますことは、これまでの医学的、科学的なデータというものを基盤にして、冷静な論議で合理的な結論を導くべきであるというふうな点については、そのよ

うに述べられておつたと私は理解しております。○藤田(二)委員 いや、理解しているはいいいのですが、長官、私が言ったことは間違いないというところを証明されるような御答弁であつたのですが、長官はそれじゃ、そういう私が言ったことが同様の内容のものであつたということの御答弁を受けて、冷静に対処と、長官がおっしゃつたその中身ですね、それは私が先ほど申し上げたようなものでいいというふうな解釈していいのか、そこをお尋ねしたいわけですが。

○梶本国務大臣 藤田委員のお考えの分も入つておりますし、それ以上のものもございまして、いろいろ含みまして、私は以前から申し上げておるように、いろんな意見を踏まえまして、冷静に判断をしていきたい、こういうことでございます。○藤田(二)委員 それでは次に、本論に入つてきたいと思ひます。

今回のこの延長は四度目になるわけですね。そして、その期限が切れる五十九年度になりましたら、制度が発足してから十一年にわたつて、この暫定措置というものが続いているわけですが、これはもうどうも暫定措置とは言えなくて、要するに制度が続く限りこういう措置を続けていくのだというふうな考えざるを得ないわけなんです、いかがでしょうか。

○大池政府委員 今回の措置の適用期限につきましては、五十九年度までの二年間とすることとしておるわけでございます。これは、財源に引き当てるべき自動車重量税の現行税率の特例措置が、租税特別措置法の改正によりまして、二年間の延長となる見込みであること、これが一つ、それから、自動車に係る費用負担のあり方につきまして、今後の大気汚染の動向等の推移を見きわめつつ検討する必要があることから、二年間の暫定措置としたものでございます。

○藤田(二)委員 これは同じ御答弁がずっとこの間続いてきているわけですね。昭和四十九年にこの制度が発足されました、暫定措置だと決めるときに、自動車重量税から引き当てることの難点だと

か、あるいは利点、そのほかの方法も検討されたわけですね。その後、今回の延長を含めて、全く議論が進展していないというのはどういふことなんでしょうかね。これでは結局暫定措置ではなく、もう事実上の恒久措置というふうな思わざるを得ないわけですね。

私も、この暫定措置については当初から、これは事実上企業が支払うべき公害補償費を、税金によつて肩がわりさせているものではないかというところを指摘しまして、そして、自動車公害の本当の原因者である自動車メーカーに負担させるべきであるというところを主張してまいりました。もう一度ここで改めて聞きますが、なぜ自動車メーカーにこれを負担させるのが悪いが悪いのでしょうか。

○大池政府委員 今回の中央公害対策審議会の関係の部会にいろいろ御討議をいただきました、その検討結果を踏まえて、私どもとしては今回の延長措置についてお願いをしておりますところでございます。

そこで、御設問の点でございますが、自動車に係る費用の負担方法につきましては、もし、これをメーカーに賦課するといいたしますと、新車が一応対象にできるわけでございますが、汚染に対する寄与度が相対的に高い使用過程車に負担を求めることができないというところで、自動車全体に係る費用を新規の販売車のみ負担させるというふうな結果に相なる、この点で公正な運用にならないのではないか、こういう問題がございまして、今回も適当でないというふうな部会の検討結果というふうな承つております。

○藤田(二)委員 使用過程車の問題にこだわつていくのなら、車の全保有台数というのをはかるわけですから、初めの年は全保有台数に対する新車の出荷台数分、それを自動車メーカーが負担して、残りは重量税で引き当てる、翌年は二カ年分の台数に乗じて残りを重量税で充てる、こういうふうな順々にしていって、一遍に変えなくても、使用過程車の問題というのは解消できるの

じゃないでしょうか。この自動車メーカーに負担させる方法というのは、まだほかに、低公害車には安く、排出ガスの規制を厳しくしている車には安く、そして、まだそれに至っていないディーゼル車などは高くしていくとか、そういうふうにしてメーカーに低公害車の開発努力を同時に促していくというふうな点でも、重量税よりもはるかにすぐれた方法だと考えるわけですね。なぜそういう方法も検討されないのか、あるいはされたのでしょうか。

○大池政府委員 御指摘のような自動車の製造者、あるいは輸入者に対する賦課方式も含めまして、種々の方式を検討いたしました結果、重量税を引き当てるのが最も現実的であり、合理的である、かような検討結果をちようだいしているわけでございます。

○藤田(二)委員 全く十年同じ議論をこういうふうな繰り返して一歩も進んでない。簡単なことだからでも、一歩ずつでも進めていくという努力さえ見えないというのは本当に納得できないわけなんです。

この重量税が、こういうことなんです、財界に迷惑をかけない税金だから、だからのんきなじゃないんですか。すなわちこの方式は、補償費の二割は税金で見ますよというところに意味があるのじゃないでしょうか。そういうふうな考える方が筋がある、そこが肝心なんだ、だから政府はこの方式を変えようとはしない。そして、おきながら、交付金を口実に、いま患者に対して公害の補償の縮小が、さまざまな形で周辺にあらわれてきているでしよう。臨調の答申なんかもそういうことなんです。全く言語道断だと思つております。もし、本当にこの交付金を減らそうというのなら、これを自動車メーカーの負担とさせるべきであつて、それこそ原因者負担という、公害規制の対策の原則に応じたやり方じゃないでしょうか。

○大池政府委員 直接のお答えになりますかどうか、自動車重量税が創設されましたときの趣旨、

目的、これは社会的な費用を負担するという観点
がございまして、四十九年あるいは五十一年に、
重量税に関する税率の大幅の引き上げがございま
したときに、その引き上げの趣旨の中には、環境
保全の経費を含むというふうに、より明確になっ
た、そういう経緯がございまして。

したがって、重量税をこれに引き当てるという
ことが、そういった環境保全の経費を含むという
重量税の趣旨に照らしまして妥当なものではなか
ろうか。また、自動車の走行に際しまして、直接
重量税が排出ガスをそのまま表現しているわけ
ではないとは思いますが、ある程度の相関
も認められるというようにございまして。自
動車全体として寄与をしているという観点から、
この重量税を引き当てるということの合理性とい
うものは十分説明されるのではないかと、かように
理解しております。

○藤田(二)委員 いまの御答弁は、原因者負担と
いう公害対策の根底のところの姿勢が間違ってい
ると私は思います。

それでは次に聞きますが、この交付金と汚染負
荷量賦課金との負担割合はいま二対八ですね。つ
まり、この交付金は補償費の二割を負担すること
になっているのですが、この二割という数字を決
めるに当たって、考慮の対象になった汚染物質は
何なんですか。

○大池政府委員 窒素酸化物と硫黄酸化物でござ
います。

○藤田(一)委員 四十九年の中公審答申には「寄
与度を定めるのは、技術的に可能かつ現実的な
方法として、環境汚染すなわち被害発生に対して
寄与度の大きいSO_x及びNO_xを寄与度算定のた
めの対象物質としてとりあげ、全国におけるそれ
ぞれの物質の総排出量をもとに算出するのが現実
的かつ適当な方法であろう。」というふうに書
いてあります。本来は、すべての汚染物質を取
り上げて自動車重量税引当金分の負担割合を定め
るべきなんだけれども、技術的に可能かつ現実的
な方法としてSO_xとNO_xを寄与度算定の対象物

質とした。そうしたら、次に問題になるのは、
SO_xとNO_xの被害発生に対する寄与度は一体
何%ずつで、そして自動車排ガスがそのSO_xと
NO_xの何%を占めるかということになるわけ
ですが、この二割という数字を出すに当たって、S
O_xとNO_xの被害発生に対する寄与度はそれぞれ
何%ずつというふうになっているのか、明確に御
答弁をお願いしたいと思います。

○大池政府委員 これまでその比率は八対二とい
うことで取り切っておりますし、今回の検討に
当たりまして算定いたしましたので、その八対二を変え
る特段の事情はないという判断をしているわけで
ございまして、したがって八対二という比率でこ
ざいます。

○藤田(二)委員 そのことはOECDへ環境庁が
提出した「日本の環境政策」の中にも確かに書い
てあります。そして、自動車排ガスが、全国的
に見ると、SO_xとNO_xと合わせてSO_x、NO_x
全体の二割を占めるから、重量税引き当て分は二
割ということになったわけですね。そういう御答
弁でしたね。違いますか。

○大池政府委員 SO_xにつきましてはかなり数
量的に、寄与との関係が明白になっておるわけ
でございまして、相対的な意味では、NO_xについ
てそういう細かい数量化ということについて、い
ろいろとまだ技術的に解明されなければならぬ点も
残されているという観点から、窒素酸化物
と硫黄酸化物とが、その総量において寄与度が等
しいというような前提を置きまして、いろいろ比
率を組み合わせて八対二、細かく申しますと二
二・何がしというような数字もございまして、こ
れは近年二〇に近づきますような趨勢
で動いております。

○藤田(一)委員 そういうことで費用を集めてお
られる、そういうことですね。汚染負荷量賦課金
というものは、そういうことで徴収の基準にして
いっておられる、大きく二対八という数字をとっ
て進められている。そして、そのときのSO_x、N
O_xの責任割合は、いまおっしゃったように半分

ずつだというふうに割り切って進められてきた。
そうなりまして、地域指定の要件にNO_xを加
えていくというのは当然の理屈になっていくので
はないですか。そうじゃないでしょうか。

○大池政府委員 現在の地域指定の要件について
御説明いたしますと、四十九年の基本的な答申
で、地域指定要件について具体的にいろいろ説
明が書いてございまして、その中で、現在
の大気汚染を考慮するに当たって硫黄酸化物、窒
素酸化物、浮遊粒子状物質が主要な指標としてと
らえられるべきである。ただNO_xにつきましては
は、まだその科学的知見の集積が十分でない点
もありまして、具体的に数量化したものは硫黄酸
化物でございまして。したがって、硫黄酸化物をい
ま申しました主要な汚染物質の代表的な指標とい
う形でとらえておるわけにございまして、これま
での地域指定に当たりまして、硫黄酸化物を単
体としていいますか、単独物質としてとらえ
て、それのみで判断したということでは決してこ
ざいません。

○藤田(二)委員 何かいろいろ言われるけれど
も、もうちょっとはつきりしたいのです。NO_x
は被害発生責任が半分あるということ、補償
費の二割を負担させているわけなんです。そのこ
とは、自動車の立場から言うならば、そういうこ
とで負担をしているわけですね。そうでしょう。
そうしたら、地域指定の方から言えば、これは当
然受け入れていって理屈が通るわけなんです。
ところが、NO_xによる被害発生がまだ明確ではな
いんだというようなことを繰り返してやっていると
いうことは、これは大きな矛盾じゃないか、
そういうことを私は指摘しているわけなんです。
私の言うていること、わかるでしょう。NO_xは
被害発生責任が半分あるということ、自動車
の方に負担をさせながら、何で地域指定の中には
NO_xは入っていないのですか。被害がまだ明確
でない、もう十年もたっていて、片方からはそれ
でお金を取りながら、なぜ指定地域の中に加えて
いこうとしないのかというところがはつきりしな

いわけです。
○大池政府委員 繰り返しで恐縮でございませ
けれども、現在の地域指定要件の中には、いま御指
摘のような問題は全部含まれておるというふう
に御理解をお願いしたいと思います。

○藤田(二)委員 含まれているなんて言うたらお
かしらな気がします。それはおかしいですよ。
現実にはNO_xの非常に濃度の高いところなんか、
全く指定地域に入っていないところでもたくさん
あります。だから問題になっているわけなん
です。そういうふうな言葉のごまかしをして言わ
れても、それで納得のできるような話ではありま
せん。

結局、自動車重量税引当金つまり公費負担分を
何とかして多くして、そして、企業の負担を減ら
していくために、NO_xに半分の責任がありとい
うことで、公費負担を二割としながら、地域指定
の方はNO_xの責任を否定し、あるいはあまりに
して、地域指定を不当に狭くしているというよう
なことに解釈せざるを得ないんじゃないですか。
NO_xについてさらに言えば、制度発足時の中
公審答申は、「大気汚染の様相は年々変化してい
ており、」そして「時代の流れと共に変化してい
くであろう主要汚染物質に着目し、」必要に応じて地
域指定要件の見直しを行い、より合理的に地域指
定を行う必要がある。」と、こういうふうになっ
ていくわけですね。どうなんですか。

○大池政府委員 表現が正確でなかったとすれ
ば、硫黄酸化物が主要な汚染物質の代表的な指標
として用いられたというふうに御理解をお願いし
たいと思います。それで残余の指標については、
その後の知見の集積に努めて、この指標化に努
力をするというのが制度創設のときからの課題に
なっていることは事実でございまして。

○藤田(二)委員 そうなりますと、結局、NO_xを
今日この時点まで地域指定の要件に加えないとい
うことになる、これは大変なことになると思
うのです。これは結局、自動車重量税の二割負担
というのが、その根拠がだんだん危のうなっ

るのですよ。私は、はっきり言うて、完全に失つてしまうと思うのです。こんなの。地域指定の方にはNO_xを入れないのです。被害発生責任では入れているのです。こんなことをいつまでも続けていたら、この制度、完全に根拠がなくなってしまうんじゃないか。

大臣、先ほどからやりとりを聞いていて、大体わかっていただいたと思いますが、どうなんでしょう。

○梶木国務大臣 NO_xと健康被害との因果関係、これはあるわけですが、これを定量的に把握ができてない、明らかでない、こういうことなものですから、これを地域指定の具体的な指標化ということになりますと、なかなかそうはいかない、こういうことだと思います。

ですから、いま御指摘の、NO_xを地域指定の要件にどう評価するか、こういうことは、この制度全体の重要な問題でございますから、再々繰り返しておきますように、むずかしい問題でございますから、十分科学的な知見を集めてやらなければいかぬ、こういうことだと思います。

○藤田(ス)委員 もう少しはつきりしてください、担当の方から。

これは、こんなのばかり提案されているうちに、だんだん怪しくなってくるから言っているのです。この制度の根元から腐ってくるから言っているのです。だから、言ってください。それじゃ、いつごろをめどに地域指定の要件に加えるということを検討しておられるのか。

○大池政府委員 硫酸酸化物と対比しまして、窒素酸化物も無視できない重要な汚染物質であることは、つとに指摘されているところでございます。ただ、具体的な定量化された形で物差しがまだできていないというだけでございます。影響がないというのを申し上げているわけではございません。したがって、従来は、硫酸酸化物で代表させますと、そういう窒素酸化物や浮遊粒子状物質等もあわせもった汚染の状態というものをよく代表できたということも事実でございます。

その時期にこういう制度が組み立てられたということでございます。

現在、汚染の態様が変わったために、その変わった状態におきますところの大気汚染をどう評価したらいいかというときに、従前とはまた一層強い意味で、窒素酸化物の数量化、定量化ということが期待されている、こういう現状でございますので、決して入ってないというのではなくて、従前にも判断の考慮の中には、単に硫酸酸化物だけではなくて、窒素酸化物もあわせて判断をしておいた、こういうふうにして申し上げてよろしいかと思ひます。

○藤田(ス)委員 地域指定の中に入っていないでしょう。どっちなんですか、入っていないのでしょうか。入っている言ったり、入ってへん言ったりするからややこしいやうなる。地域指定の要件の中にNO_xが入っているかどうかということ聞きたいわけですね。入っていないのでしょうか。だから、いづれ入るかということ聞いています。

○大池政府委員 硫酸酸化物で具体的な数字をあらわした、一度とか二度とか、そういう判断の中には、これが代表的な指標ということととらえている意味において、残余の物質の汚染も含まれているというふうに説明したのは、そういう趣旨でございます。

○藤田(ス)委員 私は、これは大変大きな矛盾を環境庁が持っているからだというふうに思うわけですね。NO_xをいまだに地域指定の要件に入れないと言っている。入っていると入っていないと違う。それは考慮の基礎の中に含んでいないのです。それは考慮の基礎の中に含んでいないような言い方に入っているのではありませんか。地域指定の要件の中に入っていない。そこところがあるまいのままでいかなければならないというの、そもそもNO_xの環境基準を緩めたことによる原因するのとは違うのですか。あの新基準で満足されている多くの指定地域の中で、なお公害認定患者がふえ続けているという事実を無視して、あのとき、これで人の健康は守れるのだと環境庁は主張されたでしょう。

ところが、実際にはそうではないわけですね。実際には患者はふえてきているのです。これは厳然たる事実なんですよ。しかし、環境庁はそのNO_xの被害を隠蔽しようとした、そのことが今日こういう姿勢の矛盾をつくり出しているのじゃないでしょうか。

経団連の方は、SO_xの基準ははるかに達成した、空がきれいになった、空気がきれいになったのに公害患者がふえるのはおかしい、こう言うのです。そして、この制度に攻撃をかけているわけですね。臨調の答申の部会第一案を見てください。そこには、SO_xによる大気汚染が改善されている状況にかんがみ、こういう言葉をつけていて、解除要件の明確化を挙げているのです。私は、その点では臨調の答申というのは経団連の主張と同一のものである、こういうふうには言わざるを得ないわけなんです。

SO_xが汚染の指標とされている状況で、凍結されているもので、公害は終わったという声がささやかれ、NO_xの被害を隠蔽する新基準が出てから、その声が層々大きくなって、いま制度まで揺さぶりをかけられてきている。だから、早くNO_xを地域指定の要件に明確に加えていって、そして大臣が、本当に冷静に対処する、あるいは所信の表明の中で、公害患者の救済のために努力をする、充実させていきたいという大変結構な表明がございました。そういう立場に立つなら、私は、速やかにこのNO_xを地域指定の要件の中に加えていくべきだ、もつと言え、NO_xの基準をもとに戻すべきだ、こういうことを申し上げたいわけですね。

大臣、最後にどうぞ。

○梶木国務大臣 何回も申し上げておるように、NO_xを取り入れる、定量的に把握ができていないものですから、これを直ちに指定基準に入れる、こうおっしゃっても、これはいままさにはなかなか困難だと申し上げておるわけでございます。

経団連等の、NO_xは横ばいでSO_xが減ってきた、それなのになおかつ費用がたかたん要るじゃないかという意見も、また、向こう側から見れば一つの意見だと私は思うのです。しかし、われわれは決してそれだけを取り上げておるわけじゃないですね。だから、再々申し上げておるように、そういう問題もある、それから、NO_xを定量化してどうするか、これを明確化するかどうかという問題もあるから、一切合財含めて冷静に判断を進めていく、こういうことを申し上げておるわけでございます。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○藤田(ス)委員 わかりませんよ。最後に、それでは大臣もう一つ、私は、公害患者の皆さんがきょうもたくさん傍聴にお見えですけど、公害患者がいまもなおおふえ続けているという、この現実だけはしっかりと見詰めて対処していただきたい、冷静な対処の基本はまずそこにある、そこからあらゆるもの出発があるということ、この点についてだけは明確に御答弁をいただきたいわけですね。

○梶木国務大臣 その、いま御指摘のことも、私も一つ一つの大きな重要な要素ということで考えていきたい、このように思っておるわけでございます。

○藤田(ス)委員 終わります。

○水田委員 限られた時間ですから、端的に一点だけお伺いをしたいのです。先般の参考人にもお伺いしたのですが、現行法制度のもとではということ、明確な答えをいただかなかったのですが、東京都の二十三区における状況の中で、国が指定している区と指定していない区における患者の数、これは人口比等で見なければなりませんけれども、端的に人数だけ、絶対数だけで比べてみますと、ほぼ同じくらいに患者が、これは国の認定と都の認定というところで出ているわけですね。これは当然汚染の程度も違うだろうと思うのです。過去の汚染の程度も違うわけ

ども、そういう状況のデータというものはあるわけですね。あるはずなんです。そうすると、SO_xを指標として使って地域指定したけれども、十年間近く実際運営してきて、その中で患者の動向ですね、人の健康に被害を与えておる状況というのは、やはり相当程度の知見というのとは得たはずなんです。そういう点では、これは参考人とは論争するあれがなかったものですから、意見を聞かしていただければ、申し上げませんでした。環境庁としては、いまの指定の要件が正しいかどうか。

もう一つ言えば、たとえば指定地域で、いわゆる賦課金を納める地域によっての額と給付が非常にアンバランスになっている。これは二分の一ずつカットして修正していくということになっている。あるいは無指定地域と指定地域が二対九の比率で徴収しておるという問題、あるいはいわゆる移動発生源と固定発生源との間で二対八という比率になっている。この十年近い運用の中で、それだけ見ても、いわゆるSO_xだけを指標にして地域を指定したことがどうもおかしいのではないかと、だれが考えてもおかしい。それに何かの指標が、先ほど来論議があるように、なかなか認められぬけれども、それをやらなければこの制度そのものが、金を取られる側からも、いわゆる給付を受ける側からも信用されない、法律としてのコンセンサスが失われることになるのではないかと、この心配がある。例として申し上げたのですが、東京都の新宿なり渋谷に對する世田谷、杉並とか中野、こういうところの関係を一体どういうぐあいに考えるのか、お伺いしたいと思うのです。

○大池政府委員 確かに硫酸酸化物の著しい減少と、一方で窒素酸化物、浮遊粒子状物質の横ばいというような、大気汚染の態様の大きな変化がございまして、それぞれの地域の汚染の状況と、そこで認定申請が行われておる状態、これをいまの断面だけで論議し、比較するということが、きわめて困難であらうかと思ひます。

御設問の中でも御指摘のように、その地域の過

去の汚染の状況、いつ指定されたかというようなこと、並びに現在の認定申請が本人の申請主義というようなこともございまして、いろいろ地域の事情もございまして、なかなかその点で、いまの断面を明快に説明するということは困難でござい

ます。ただ、基本的に申し上げますと、硫酸酸化物が減つてNO_xが横ばいという状況に對しての現断面での評価というものは、これをできるだけ早い機会に、きちつとした論議を整理しなれば、この制度に關して関係方面から寄せられておりますいろいろな意見に對して、説得性を高めることはむずかしいであろう、御指摘のとおり、私どももこういう観点で、その基盤整備について一生懸命調査研究をやつていて、こういうこと

でございますので、御理解を賜りたいと思ひます。○水田委員 例を東京都の二十三区の中で申し上げたのですが、制度ができて二、三年というなら、まだ様子を見ながらと言へるのです。これは今度で五回目ですから八年はたつておる。環境庁が持つておるいろいろな知見というのは、たとえば四日市が持つておるのは昭和四十年代から持つておるわけですね。ですから、四十二、三年ごろから全国どの地域でも相当な蓄積されたデータというものを持つておるわけですね。指定地域外で同じような疾患がどの程度出ているかというのは、調べようと思へばできるわけですね。今日、まだこれからというようなことでは、だれもが納得しない。そして、いま論議になるのは、地域がふえて、患者がふえれば負担が大きくなるということだけに目を向けたような、環境庁というのはそうではなくて、本当に被害を与えてないなら、そこから取る必要はない、与えておるなら、それが幾らになろうと負担してもらう、いわゆる損害賠償というたてで制度が成り立つておるのですから、もつと自信を持つてやるべきだと私は思うのです。

そこで、NO_xについては環境庁が○・六に基準を緩和したわけですね。これはどう考えてみて

も、SO_xだけの指標であるところにいるような問題が起つておる。複合汚染で被害を受ける側というのは必ず複合で受けておるわけですから、その点についての指標に使うべきものが使われてないところに問題があるというのは明らかに示しておるわけですね。

ですから、環境庁が基準を引き下げる前に、こういうあれが出ていますね。中公審から環境庁長官に「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」の答申があるわけですね。複合で被害を与えるものについてはこう書いていますね。

「本専門委員会は実験室的研究により二酸化窒素単独の影響及び他の汚染物質との共存効果を評価するとともに疫学的研究の結果を評価し、環境大気の二酸化窒素による汚染と健康影響との関係を把握することを試みた。」それは具体的には「短期暴露については一時間暴露として○・一・〇・二PPM、長期暴露については、種々の汚染物質を含む大気汚染の条件下において、二酸化窒素を大気汚染の指標として着目した場合、年平均値として○・〇二・〇・〇三PPM」というものが報告されておるわけですね。

東京のたとへば世田谷を見ますと、これは四十年からずつとありまして、大変高いわけですが、五十六年度、NO_xについて言うと、世田谷○・〇四八PPM、それからNO_xで見ても○・〇三〇PPMというところなんです。これは指定されてない。しかし、現実には環境庁長官に答申された中公審は、疫学的な調査も含めて、いままでもこれだけのものは持つておるわけですね。それから何年たつておるわけですか。五十三年からでも五年間。そういうものを疑問に思つて、本当にこれが損害賠償制度として、徴収側からも患者側からも納得のできる、環境庁がそういう運営をする制度としてやろうとするなら、もつとできたはずだと思ふのです。どうなんですか。こんなことはまだ、知見としてこの制度運用の中に生かすには不十分だ、こんなものはデータとして信用するに足らない、そういうふうなお考えなんですか。

○大池政府委員 環境基準そのものにつまみしては、また別の部門から答弁があるかもしれませんが、けれども、私の理解しております環境基準というのは、それを超えたからすぐ病気が発生するということではないというふうな考えでおります。少なくとも健康からの偏りが起こらぬような、あるいは健康人をつくらぬような安全な観点も含めて維持、達成することが望ましい基準である、かように理解しておりますので、それを超えているからすぐ病気だということではないというふうな御理解賜りたいと思ひます。

○水田委員 環境庁がそういう姿勢だから信用されなくなるんですよ。たとえば杉並の大原交差点、二四六と環七の交差点へ私が二月の二十一日に行きました。そのときに私が現にメーターを見たのは、NO_xですね、NOとNO₂を足したものです。○・一ppmを目の前で指し上げておるわけですね。いいですか。これはいま申し上げましたように、データが全部杉並なり世田谷であるわけです。現在も横ばいの数字を先ほど申し上げたのですが、その以前はもつと高い状態なんですね。だからNO_xというのを指標に使わないこと。しかも、患者の数はどう思われるのですか。指定地域も指定されてない地域も全く同じ。もちろんその条件は若干違ふのかも知れませんが、片一方は都が認定し、片一方は国がやるわけですからね。しかも、同じような患者が発生しておる。そして、SO_xについてみれば、確かに差があつたから指定された、指定されないというところが出ておる。しかし、NO_xについては恐らくほとんど変わらないですね。しかも、中公審が答申した複合でかかわる、これが否定されるデータが出ておるのならば、出ないとするならば、その状態に今日世田谷なり杉並の住民は置かれておる。患者は出ておる。国が制度としては救済しようと思ふ状態が続いておることを環境庁はどう思ふのですか。それに対して答えることをしないと、この制度は単に二年ずつの延長をやつておつたのでは、制度としてお互い両方の側から信頼されなく

なりますよ。環境庁が信用を回復するためには、その点をきちんとしたらどうか、こう言っておるんですよ。

たとえば、さっきの土井さんの質問に対しては、こし事務的、来年は予算を取る努力をする。この問題については、産業界からの負担が大きいから、何とかしてくれということだけに耳をさすのではなくて、それは実際に負担しなくていいものを負担しておるのなら、それはのけたらいいですよ。そういう点はだれからも信頼される制度にすべきではないか。そして二年ごとに、財源についても八、二の割合は自動車重量税で不確定な形でやるのがいいのか。八年も十年もずっと来たわけですから、恒久的に財源の問題についても考えていく、そういうことぐらい、こしの改正では出してくるべきではないですか。これは長官、もうこれ以上私は申し上げません。

時間の関係で、後は関連質問で、N.O.の問題は土井議員からさらに詰めた質問をしていただきますから、いまの私の意見に対して、長官からひとつ御見解を伺って、私は終わりたいと思います。

○榎本國務大臣 いま水田委員のお話を聞いておりまして、私も、先ほど申し上げましたが、患者から、また費用を負担する側からも信頼されることが何といつても大前提でございます。そういうことで、いままで若干おくれました点でいろいろおしかりを受けておりますが、いま申し上げたような、両方から信頼されるということを一歩基礎に置きまして、科学的知見を早急に集積いたしまして、くどいようでございますが、冷静に議論を進めてまいりたい、かように考えております。

○水田委員 それでは、土井委員が関連質問で立ちますのでよろしく。

○國場委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。土井たか子君。

○土井委員 私、いまりっぱな本を持ってまいりました。昨年の二月十五日に環境庁が発行されました「環境庁十年史」という本でございます。こ

の二百四十四ページのところを開きますと、四日市公害裁判の判決を契機として、このように、それから書いてある部分はやっと大事な部分でございますから、短い文章なので読んでみます。「環境庁は、大気汚染防止及び公害被害者救済に關して、①環境基準は人の健康に影響のないレベルに設定強化すること、②既汚染地域については、この環境基準達成のための総合対策を年次計画により段階的に実施すること、③環境汚染に起因する健康被害については、新たな救済措置制度を創設して、これを救済すること、④未汚染地域については、開発のいかなる段階においても環境基準を上回らないことを条件とし、科学的なチェックを行うこととする」と等の基本構想を発表した。」とございます。

これは環境庁の基本構想なんです。この基本構想はいまに至るも無効にはなっていないはずなんです。引き継がれてきていると思いますが、特にこの中で問題になります既汚染地域について、環境基準達成のための総合対策を年次計画によって実施することとございます。環境汚染に起因する健康被害について、新たな救済措置制度を創設するということがございます。どのようにこれをいままで環境庁としては具体的にやっていたらいいなと思ったか、この計画に従って、これは計画倒れになつていないんじゃないかなと私は思うのです。りっぱな本と、りっぱな計画なんだけれども、中身はどのようでございますか。

○吉崎政府委員 当時の四日市の状況は大変なことでありまして、私も現地に参つたことがありますが、そのころの主要な汚染物質は硫酸酸化物でございました。これにつきましてはK値規制を逐次強化いたしますほか、昭和四十九年以降現在まで、三次にわたりました東京、大阪等の二十四地域につきましても総量規制を導入したところでございます。その結果、二酸化硫黄につきましても今日のような改善を見た、このように考えておるところであります。

○土井委員 SO_xだけのことについてお答えに

なつたのですが、ここにSO_xだけのことについて書いてあるわけじゃないのです。これは、お出しになった環境庁としてはよく御存じの上で、いまのような御答弁をなすつてはよくないと思ふのです。NO_xをどうしてわざと外して御答弁なさるのですか。SO_xだけを限定して書いてあるのじゃ断じてないのですよ。汚染物質と書いてあるのです。

○吉崎政府委員 失礼をいたしました。当時の代表的な汚染物質であります硫酸酸化物でございましたので、それについて申し上げたわけでありましたけれども、窒素酸化物につきましても、固定発生源対策といたしまして、四次にわたる排出規制の強化をやつてまいりましたし、また、総量規制の導入を行つたところでございまして、移動発生源対策といたしましては、乗用車に対する五十三三年規制など、どこの国と比べましても遜色のない排出規制を逐次実施しているところでございます。

残念ながら、窒素酸化物の濃度につきましては、おおむね横ばいで推移をしておりますけれども、先刻も申し上げましたように、自動車の保有台数、走行距離の増加等を考えますと、移動発生源の規制は着実に効果を上げておるものと考えておるところでございます。今後、規制車の普及に伴ひまして、一層効果を上げてくるものと考えております。

○土井委員 効果というのは、現実に公害患者さんがなくなつたときに言つていただきたい。そういう患者さんが発生をしない状況になつたときに言つていただきたいわけでありまして、それが、そういうことを逐次効果を上げてつづけるとか何とかというのはおこがましい限りだと私は思うのです。

さて、それで時間の方が気になりますから、端的に申し上げますが、午前中に私が取り上げました東京湾地域整備連絡会議の中で、「総合的な立地計画を策定し」というのは、いまだに策定されていない。何のための総合立地計画かというところ

環境保全を勘案しなければならぬ立地計画だつたのですが、これの窓口は、大臣、これはどうも六省庁が寄つて御協議の結果、このような計画をお決めた窓口は通産省であらうと私は思うのですが、いかがでございますか。

○向説明員 お答え申し上げます。当時の計画でございまして、これは「川崎港扇島東埠頭における火力発電所の立地計画について」ということで、関係省庁が連絡会議を設けて、いろいろ議論したということで、そのときにいろいろの考え方あるいは条件というのをまとめになったということでございまして、ですから、川崎港扇島東埠頭の関係機関が集まつて協議をしたものでございます。

○土井委員 質問に対してお答えをいただきました。そんなことは私は聞いておりません。こういう「環境保全等を勘案して総合的な立地計画を策定し」という、この計画策定の窓口は通産省でありますね、と私は言っているのです。これは常識の問題ですよ。もうよろしい。通産省であることは言うまでもない話だと思ふ。そうすね。長官、そうですよ、こういう問題は、立地計画の問題なんだから。いかがですか、ちよつと長官、それを言つておいてください。

○向説明員 お答え申し上げます。発電所の立地計画でございまして、通産省でございまして。

○土井委員 通産省であつて、やはり環境庁も中には入つていらつしやるけれども、直接に計画の立案をする窓口ということにはなつていないというところが、そもそも私は一つの問題だと思ふのです。

そこで一つここで新たなことを申し上げましょう。それはどういふことかと申すと、昭和五十四年の電源開発計画によりまして、原町の火力の一、二号地点、東北電力の火力発電所の立地計画がございまして、もう一つ申し上げます。片方は昭和五十六年の電源開発基本計画について、四日市の火力四号の

火力立地計画がございます。

ところが、これを見てもまずと、先ほど申し上げた原町の方はNOxの濃度が80ppmとなつておるのです。いろいろこれに対して装置も整えておやりになるのですが、計画からするとそうなるのです。四日市の方を見ますと、NOxの濃度が100ppmになつておるのです。八分の一ですよ。原町の方が四日市の八倍なんです。

これは端的に申し上げると、うるさいあたりはちよつと手を加える、静かなあたりはいいかげんなことをやる。端的な表現で言うところのこういうことだと思ふのです。これは通産省のやつておる計画そのものなんです。こういうふうなことをあたりで認めていって、NOxに対する対策は研究をしていく意味があるとお思ひですか。環境庁が黙つておられれば、こういうことがどんだん世の中であまり通るのですよ。これはどうにもならないと思ふのです。

そこで私は、もうきようは残念ながら時間の方が大変気になるわけでして、提案をしつつ、環境庁としてはこういう点での努力を必要最小限度していただかなければならないという点を一つ申し上げます。

一つは、総量規制で沿道の環境基準というのを六十年には達成すると言われているのですが、どんな方式で達成しようとなつておるのか、いまだによくわからないのです。中には、元環境庁の高官の人に承りますと、とてもむずかしい、大変むずかしいという話もありますが、まず、先ほどから排ガス規制などの効果も期待をなすつております局長も含めまして、一つ申し上げたいことがあるのです。

発生源というのは、固定発生源、移動発生源、両様に対して問題にしなければいけません。車の問題について、つまり移動発生源についてまず申し上げたいと思ふのです。

これは走行量を抑えるのがポイントじゃないでしょうか。複合激甚汚染地域に参りまして、ど

れくらの走行量があるかというのは、これはあらましくわかりだと思ふのです。環境庁長官も兵庫県の御出身でいらつしやいますから、兵庫県の四十三号線がいよいよというの、もう目に余る激甚地域だといふのもよく御承知で、環境行政についても鋭意努力をなすつていただいているであらうと思ふのですが、そういうことからいいたしますと、これは排ガスの中身をどのようにならめようかというの、走行量をにらみ合せてたおのずとわかるのです。規制をしつつあるということをおつしやいますけれども、わかるのです。しかし、わかつてそれを抑えるのはどうしたらいいかといつたら、物流に対する適正化を図らなければなりません。何としても車両の走行量を抑えていかなければなりません。現在では車両運送法ではそれはなしとおせないので、恐らく建設省とか運輸省からいろいろ物言ひが出るでしよう。

環境庁として、ひとつ責任を持つて、そういう問題に対してやはり存在意義を発揮してもらわなければならぬと思ふのです。仮称自動車公害防止法とでもいいますか、そういうものを考えたいだいて、これは激甚地域に対する年次計画の中で具体的に自動車の走行量をチェックする、抑えるということの中身に盛つた法制度がどうしても私は必要だと思ひます。

いままで、前環境庁長官までの間に、現地にも視察をされて、帰つてこられて各省庁で討議するための窓口を整備しようといふことを何度かおつしやつたのですが、これは行政措置ではなかなかうまくいかない。法制度の上での不備といふのはいつもかま首をもたげるのです。いま申し上げたことについて、お考えいただけないかどうかという点を、ひとつお答えくださいませんか。

○堀本国務大臣 私も土井委員と同じ兵庫県でございまして、四十三号線の状態は十分知つておるつもりでございまして。そういうことで現在の交通公害、これはもう大変深刻なものだという受け

とめ方はいたしておるわけでございまして。

そこで、いま私も、昨年専門委員の方でいろいろこの問題について、特に交通関係の物流あるいは周辺土地対策、こういう二面からいろいろ御検討いただきまして、それを公害に現在かけまして、審議をいただいております。ところでございまして、この審議をいただいております中でございまして、いまの時点におきまして、いま土井委員が仰せになりました自動車公害防止法ですか、これをここの法制化するかどうかというお答えはちよつといたしかねますが、答申をいただきますした後、大変貴重な御提言でもございまして、検討させていただきます。かように考えます。

○土井委員 先ほど私が申し上げました、この火力発電所の立地の中身で、NOxに対する取り扱ひといふのは、全部NOxの環境基準が五十二年七月に緩和されて後の問題でございまして、幾ら力んで環境庁がNOx対策に対しては排出基準をどうこうするとか、やれ自動車の排ガス規制をどうこうするとかおつしやつても、ほかの省庁の姿勢自身が大変問題なんです。だから、そういうことからすると、よほどこの環境庁ががんばつていただかなければならぬのです。

大気汚染の現状といふのは、全般的によくなくて、いふなんといふふうなことをよく耳にするのですが、しかし、私もきようは取り上げる時間がないにございまして、資料だけを持つてきて、ここにこういうふうな置いておりますが、一都三県で、東京都が中心になって、関東地方の公害対策推進本部大気汚染部会というのが出された「植物からみた関東地方の光化学スモッグ被害の実態」といふのを見てもいりますと、被害地域がほとんど広がっているのです。これは長官もよく御承知だと思ひますが、アサガオなどの被害を見ると、光化学スモッグ警報が発令されている地域のみならず、汚染の地域といふのは大変に広がっているといふことが一目瞭然、よくわかります。それと同時に、SOxは以前に比べると汚染の状況が落ちついて、ほとんどよくなつていっても、公害病

の患者さんはふえるという実態からすると、まず一つ申し上げたいのは、現状、指定地域について、いままで指定地域として指定をされているところに対しての削減をやらぬ、これはひとつはつきりさせていたいただきたいと思ふのです。

それから、指定地域に当然なべきところが外れている部分については、精力的にこれを指定地域に指定するための努力をする、これが二つ目、考えていただきたいと思ふのです。

それから三つ目には、これはさらに発がん問題について、これも分厚い資料を持つてまいりましたけれども、被害は年々深刻な問題です。複合汚染地域について増加してきているのです、特に肺がんなんかについて言うと、たばこの害だけではこれは理解がなしとおせない問題であるといふことははつきりいたしておるわけであります。

だから、そういうことからすると、ここで一つまた申し上げたいのは、いま複合激甚地域では、申請した方々についての補償なり救済措置といふのが問題にされているのですが、この激甚地域に対して国が乗り出して、公的な立場で健康総合調査といふものを実施していただきたいと思ふのです。これは個別の問題を申し上げたいとまがあまりせんから、私はきようは差し控えますけれども、長官でも親身になつてお考えになつてはいるはずの兵庫県の例なんかは、全国的に見たらとても考えられないような例がございまして。

尼崎では、四十三号線のすぐ近辺にあります城内小学校の児童の四分の一が公害認定患者さんだといふことなんです。百八名中の二五％、四人に一人の児童が認定されているといふことなんです。深刻だと思ふのです。お年寄りや小さな子供さんに多いのだけれども、実態は、自分から診察を受けるという方ではないと、申請するといふことには相なりませんので、地域からするとやはり総合的に、こういう健康に対しての調査を公的にやつていただくということが非常に大切だと思ひます。こういう地域に対しては、健康回復計画

というものをつくっていただいて、環境庁として、こういうことに対してしっかり乗り込んでいただけるように、ここで申し上げたいと思います。いかがでございますか。

○梶木国務大臣 後段の調査の件につきまして、政府委員の方から答弁されますが、前段の指定の問題でございます。これは再々申し上げてまことに恐縮でございますが、いま土井委員のような御意見もございまして、われわれはそれは十分熟知いたしております。各方面からいろいろ意見が出ておりますので、今後ともいろいろな知見を集積いたしまして、合理的な結論を得たい、このように考えておる次第でございます。

後の点は、政府委員の方から答弁させます。
○大池政府委員 調査研究等の件でございますけれども、この制度の説得性を高めるというような趣旨に沿っての調査研究が当面急務でございます。そちらに全力を尽くしてまいりたいと思っております。

なお、第一種地域で対応しております指定疾病は非特異的疾患ということで、これは全国共通に存在する疾病でもございまして、地域の住民福祉のきわめて重要な問題でもあらうかと思えます。その辺は、それぞれの地域におきます地方公共団体あるいは衛生部門のそれぞれが対応していくべき事柄かと思っております。

○土井委員 ありがとうございます。終わります。

○國場委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○國場委員長 委員長の手元に、藤田スミ君より本案に対する修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。藤田スミ君。

対する修正案

(本号末尾に掲載)

○藤田(二)委員 私は、日本共産党を代表いたしまして、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する日本共産党の修正案の提案理由を説明申し上げます。

原案は、自動車重量税の税収見込み額の一部を、第一種地域における公害被害者への補償費等の一部に充てるという、制度創設以来の暫定措置を、昭和五十五年に続き四たび延長しようとするものであります。

日本共産党は、当初から、この暫定措置は自動車排ガスによる大気汚染の真の原因者である自動車メーカーの責任を免罪するとともに、公害健康被害補償費の公費による肩がわりであることを指摘し、これに反対してまいりました。にもかかわらず、政府が本委員会でのたび重なる附帯決議すら無視し、今回、四たびこれを延長しようとするのは、もはやこの暫定措置の完全な固定化を意味するものであり、断じて容認するものではありません。

さらに、今回重要なことは、この暫定措置による公害健康被害補償協会交付金が臨調行革の対象とされ、公害患者切り捨ての口実として利用されていることとあります。去る三月十四日発表された臨調最終答申は、この交付金の整理合理化を理由に、地域指定の解除、すなわち公害患者の切り捨て促進を政府に求めておりますが、こうした公害行政に対する臨調の不当な干渉を許さないためにも、いまこそこの暫定措置を是正すべきなのであります。

以上の理由により、わが党は原案に反対するとともに、本制度発足当初から問題を指摘してきたとおり、公害保健福祉事業等にある公費負担の解消を含め、自動車メーカーの被害補償責任を明確にし、窒素酸化物を地域指定要件に加える修正案を提出するものであります。

次に、その修正案の概要について説明させていただきます。

たきます。

第一は、補償費等の一部に充てるため、輸入業者を含む自動車メーカーから賦課金を徴収することとし、その賦課金の額は、自動車の種別、総排気量、汚染物質の排出量等を勘案して政令で定める金額に出荷台数を乗じて算定するという点であります。

第二は、ばい煙発生施設等設置者に対する汚染賦課対象物質に硫酸酸化物とともに窒素酸化物を法定することにより、窒素酸化物が被害発生原因物質であることを明確にし、これを地域指定要件に加えるという点であります。

第三は、公害保健福祉事業費、自治体の補償給付費及び公害健康被害補償協会の事務費にある公費負担を全廃し、これを企業負担にするという点であります。

以上であります。委員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○國場委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○國場委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に付するものであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、藤田スミ君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○國場委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

○國場委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

○國場委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、牧野隆守君、阿部末喜男君、有島重武君及び中井治君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。牧野隆守君。

○牧野委員 私は、ただいま議決されました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たって、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 昭和六十年以降における費用徴収方法については、汚染の原因者負担の原則にのっとり、発生源の公害防除の努力が十分反映されることを重点においた方策の確立に努めること。

二 幹線道路周辺における環境の改善を図るため、バス・トラック等の自動車に係る騒音、排出ガス等の規制を含め、総合的な交通公害対策を推進すること。

三 最近における都市型複合汚染に対処するため、窒素酸化物等についても健康被害との因果関係を究明し、その結果に基づいて地域指定の見直しを行うこと。

四 補償給付の改善を行うとともに、転地療養事業等の公害保健福祉事業の充実、強化を図ること。

五 国立水俣病研究センターについては、なお一層体制の整備に努めるとともに、研究成果をふまえて水俣病の治療体制の充実についても検討すること。

に従い、政令で定める。

5 前二項における移出、引取り、製造者、製造場その他の用語の意義及びその用法については、物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)における物品税を課する場合の用語の意義及びその用法の例に準じて、政令で定める。

6 自動車の製造者は、毎月、自動車賦課金を、総理府令、通商産業省令で定める事項を記載した申告書を添えて、その翌月の末日までに協会に納付しなければならない。

7 第五十五条第二項から第五項まで及び第五十六条から第六十一条までの規定は、自動車賦課金について準用する。この場合における技術的読替えについては、政令で定める。

8 協会は、第八十八条各号に掲げる業務のほか、自動車賦課金の徴収の業務(これに附帯する業務を含む。)を行う。この場合における第八十九条第一項、第九十一条及び第五十条第三号の規定の適用については、第八十九条第一項中「業務(汚染負荷量賦課金及び特定賦課金)」とあるのは「業務及び附則第十九条の二第八項に規定する業務(汚染負荷量賦課金、特定賦課金及び自動車賦課金)」と、「又は特定施設等設置者」とあるのは「特定施設等設置者又は自動車の製造者(自動車を輸入する者を含む。以下同じ。)」と、第九十一条中「業務」とあるのは「業務及び附則第十九条の二第八項に規定する業務」と、「又は特定施設等設置者」とあるのは「特定施設等設置者又は自動車の製造者」と、第五十条第三号中「第八十八条」とあるのは「第八十八条及び附則第十九条の二第八項」とする。

9 自動車賦課金に関する第四百四十一条第一項(同項に係る第四百四十七条第二項及び第四百四十九条を含む。)の規定の適用については、第四百四十一条第一項中「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車を輸入する者を含む。)」とする。

10 昭和五十八年度及び昭和五十九年度における第四十九条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「別に法律で定めるところにより徴収される金員」とあるのは、「協会が附則第十九条の二第一項の規定により徴収する自動車賦課金」とする。
附則中「公布の日」を「昭和五十八年四月一日」に改める。

昭和五十八年四月二日印刷

昭和五十八年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局